

平成 26 年第 7 回上里町議会定例会会議録第 1 号

平成 26 年 1 2 月 5 日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第 47 号)上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 48 号)上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 49 号)上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 50 号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 51 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 52 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 53 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 54 号)上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例について

- 日程第 1 5 (町長提出議案第 55 号)上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 56 号)上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 57 号)上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 58 号)上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 59 号)上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 60 号)児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第 61 号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 62 号)平成 2 6 年度上里町一般会計補正予算(第 5 号)について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第 63 号)平成 2 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 64 号)平成 2 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 65 号)平成 2 6 年度上里町水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 66 号)平成 2 6 年度上里町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 7 請願・陳情について
- 日程第 2 8 議員の派遣について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第 67 号)副町長の選任について
- 日程第 3 0 (決議第 1 号)児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 町長の行政報告について
日程第 5 諸報告について
日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番	飯塚賢治君	2番	戸矢隆光君
3番	仲井静子君	4番	猪岡壽君
5番	齊藤崇君	6番	岩田智教君
7番	植井敏夫君	8番	高橋正行君
9番	納谷克俊君	10番	新井實君
11番	沓澤幸子君	12番	高橋仁君
13番	伊藤裕君	14番	植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	子育て共生課長	坂本正喜君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君
選挙管理委員長	岩田篤長君		

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第7回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（植原育雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番猪岡壽議員、5番齊藤崇議員、6番岩田智教議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（植原育雄君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤 裕議員。

〔議会運営委員長 伊藤 裕君発言〕

議会運営委員長（伊藤 裕君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の伊藤です。

前期9月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る11月19日及び本日5日に議会運営委員会を開催し、慎重審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は7名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は4時間であり、答弁時間を含めると、おおむね6時間程度になるものと見込まれております。なお、一般質問は本日と8日月曜日の2日間となり、本日4名、8日が3名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が7件、条例の廃止が1件、条例の制定が5件、公の施設の相互利用に関する協議が1件、専決処分の承認が1件、平成26年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算が5件予定されており、20件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に提出された請願・陳情は2件であります。

なお、産廃施設に反対する陳情につきましては、委員会付託せず、協議会での協議案件として対応いたします。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日12月5日から12月12日までの8日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員会委員長の報告といたします。

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月12日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（植原育雄君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいただきます。事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の行政報告について

議長（植原育雄君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

年の瀬の12月に入り、何かと気ぜわしい時期となりました。寒さも日々厳しさを増し、体調管理に気を使う季節となったところでございます。

本日ここに、平成26年第7回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用の中、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

11月22日の夜、長野県北部を震源とした震度6弱の地震が発生いたしました。震源地周辺では家屋の全壊が多数あり、今なお避難生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、今年9月にも関東地方を中心に震度5弱の地震が発生し、周辺地域では家屋の瓦が

落ちる被害が多数報告されました。幸い上里町では大きな被害はありませんでしたが、改めて地震の怖さを知り、危機管理体制の重要性を認識いたしたところでございます。

さて、先月21日に衆議院が解散され、12月2日公示、14日投・開票で衆議院議員総選挙が行われるところでございます。

先月発表されました7～9月期の国内総生産、いわゆるGDPがマイナス0.4%、年率換算ではマイナス1.6%と2四半期連続のマイナス成長となりました。この景気の動向を踏まえ、政府は来年10月に予定されていた消費税10%への引き上げを1年半、先送りすることを決定いたしました。消費増税分は社会福祉、年金、子育て支援策などの制度安定と充実化に使用される予定でございました。これら制度の充実は国民にとっても大きな問題であり、今後、私たち住民生活に直接かかわるだけでなく、町の財政運営にも影響を与えるものと考えております。選挙後の動向を注意深く見守る必要があると考えておるところでございます。

本定例会には、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等、一部改正や新規制定13件、相互利用協議1件、専決処分を含む補正予算6件を提出議案とさせていただきます。また、最終日には人事案件の追加議案を提出する予定でございます。

それでは、御提案いたします条例関係についての概要を申し上げます。

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連三法の施行に伴う新規条例の制定と廃止、産科医療保障制度、出産育児一時金を見直すための上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例、地域主権第3次一括法の施行に伴う上里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の制定、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書に規定する対象施設の追加協議などがあります。

また、衆議院の解散に伴い、11月21日に衆議院議員総選挙費用につきまして専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

次に、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、人事院勧告による職員等の給与費、社会保障・税番号制度中間サーバープラットフォーム負担金、各種障害者支援サービス費、救命救急センターの充実・強化のための救命救急センター運営費等補助金、上里ゴルフ場に係る土地購入費、27年度小学校教員用指導図書購入費などの歳出を計上させていただいたところでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、繰越金等が主な財源となっております。

一般会計の歳入歳出補正額は2億5,872万9,000円を計上させていただいたところでございます。そのほかには、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会

計の補正を提出させていただいたところでございます。

提出議案につきましては、慎重審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、9月定例議会以降におきます主な行政報告を申し上げます。

9月から11月にかけては、町民体育祭、文化祭、ふれあいまつりを初めとした多くの行事が行われ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

初めに、上里サービスエリア周辺整備事業についてでございますが、9月17日に上里スマートインターチェンジ本体工事の起工式が行われ、平成27年12月開通に向け、本格的な工事が着工いたしました。スマートインターチェンジの開通は町民の願いであり、上里町の産業、交通、観光の発展に大きく関わってくるところでございます。議員の皆様の御協力につきまして、改めてお願いを申し上げます。

続きまして、交通安全対策ですが、上里町では、今年度、交通事故による死亡事故が今日現在3件発生し、埼玉県より10月20日に交通安全特別対策地域の指定を受けたところでございます。町といたしまして、今後1件も死亡事故を出さないという強い気持ちで、本庄警察署をはじめ各種団体と連携し、年末年始に向け、交通事故防止のための対策を着実に実施しているところでございます。

また、本年2回目の実施になりました使用済み小型家電持ち込み回収でございますが、今回も大勢の方に家庭にある不要な小型家電類を役場駐車場へ搬入していただきました。回収された家電類の重量は約14トンでございました。なお、前回につきましては23トンでございました。回収した主な家電類は、ストーブ、パソコン、扇風機、電子レンジが多かったようでございます。

次に、中央・長幡保育園仮設園舎の進捗状況でございますが、両園とも10月より工事着工し、今月には仮設園舎が完成します。12月15日から18日の間に旧園舎から仮設園舎への備品類の移動を行い、19日からは両園とも仮設園舎で保育ができるよう準備を進めておるところでございます。

また、消費税率の引き上げに伴う支援策の一環であります臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付状況でございますが、臨時福祉給付金でございますが、申請書類送付件数が3,631件、申請件数が2,705件で73.8%の申請率でございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、申請書類送付件数が2,663件、申請件数が2,390件で89.75%の申請率でございます。どちらも12月26日までが申請期間となっております。

10月4日土曜日に、埼玉県と全国脊髄損傷者連合会埼玉県支部及びボランティアの方々と一緒に、役場北側の障害者駐車スペースを青く塗装しました。障害者用駐車スペースを青く塗装

し強調することで、障害者等の方々が利用しやすい役場駐車場を整備いたしたところでございます。

続いて、上里西部土地改良事業が、皆様方の御協力のもと、11月17日に無事に記念碑除幕式、竣工記念式典を開催する運びとなりました。平成13年11月に埼玉県知事から土地改良区の設立認可を受け、平成16年から工事に着手いたしました。以来、9年余りの歳月と総事業費16億3,000万円を投じ、平成25年3月に換地処分を行うことができたわけでございます。

次に、雪害関係の進捗状況でございますが、引き続き、国や県、関係機関とともに、被災農家支援に取り組んでおります。上里町の現在の状況ですが、146経営体で総事業費約15億1,535万円、国分の補助金が7億1,711万円で、県と町分の補助金は合計で5億9,232万円でございます。今後は、被災農家の方々に順次補助金を交付していく予定でございます。町といたしましても、被災された農家の皆様に対し、一日も早い復旧を望んでおります。

また、平成25年度より取り組んできたフッ化物洗口事業では、既に実施している本庄市や神川町の学校を視察し、本年7月には各小・中学校で教員に説明会を開催し、11月に小学校保護者への説明会を実施いたしました。また、小学校の保護者への実施希望アンケートでは、95%の保護者から希望する旨の回答を得ることができました。そこで、来年1月より小学校において本格実施を開始いたします。これにより、上里町の子ども達の虫歯予防対策が促進され、生涯にわたる歯の健康を維持できればと考えております。

なお、中学校につきましては段階的に取り組みを図ってまいりたいと思います。

マスコットキャラクターこむぎっちの話題でございますが、帯刀地内ひびきの農協カントリーエレベーターにこむぎっちの巨大ペイントが完成いたしました。関越自動車道側からよく見え、種子小麦の産地とともに、町の大きなPRに今後つながると思います。

最後になりますが、9月定例会以降の主だった行事等について報告をさせていただきます。

10月2日、金婚式、そして今年度より結婚60周年を祝うダイヤモンド婚式を挙行いたしました。対象者は金婚式が37組、ダイヤモンド婚式が49組でございました。

10月5日、19日、5館の公民館・児童館・男女共同参画推進センターまつりが開催されました。

10月18日、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭、障害者の方々を中心にふれあい旅行が実施されました。当日は240名の参加がございました。

10月26日、町民ハイキングが開催され、257名の参加があり、横浜市みなとみらい周辺を散策してきたところでございます。

11月2日、ふれあいまつりが盛大に行われました。

11月3日、上里町表彰式典が挙行され、19名2団体の方々が表彰されたところでございます。

11月9日、上里町消防団特別点検が行われ、上里中学校校庭で日頃の消防操法訓練を披露いたしました。

11月15日、第3回人権講演会が開催されました。渡辺哲雄先生をお迎えして、高齢者の人権問題について御講演をいただきました。

11月23日、第47回上里町文化祭芸能部門が行われました。展示部門は、10月5日から11月19日まで役場町民ホールで開催されたところでございます。

議員の皆様方には、お忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、議会議員の皆様の御指導・御協力をよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

議長（植原育雄君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

議長（植原育雄君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した陳情は1件であります。

なお、本陳情は所管常任委員会に審査の付託をせず、協議事項として、参考にその写しを配付しておきました。本件の協議は、議会全員協議会において協議いたしますので御報告いたします。

次に、郵送で提出されました横田めぐみさん拉致事件に関する陳情については、参考にその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則などの制定及び一部改正についての件、平成26年度上里町土地開発公社補正予算書（第1号）の件、平成26年度上里町土地開発公社事業計画書の件が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時10分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（植原育雄君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

5番 齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。5番齊藤崇です。

さきに提出した質問通告書に基づいて質問させていただきます。

今回は、選挙に対する町民の意識高揚についてと、児童遊園の今後のあり方についてであります。

初めに、選挙に対する町民の意識高揚についてですが、全国的に見ても選挙に対する投票率の低下が顕著にあらわれている昨今、本町においても決して例外ではありません。過去の町長・町議会議員一般選挙の投票率の結果を見ると、平成14年4月が78.08%、平成18年4月が68.23%、それと平成26年、今年度ですが、4月が59.80%で、選挙を執行するたびに毎回約10%程度投票率が低下をしているところでございます。

そこで、原因を追求するため、選挙管理委員会事務局に年代別投票者の数を伺ったところ、そこまでの分析はしていないという回答でありました。また、ある投票所の立会責任者で、地元で長く農業を営んでいる60歳代の男性の方に話を聞くことができました。この男性いわく、投票に来る人はほとんど顔見知りの人だ。つまり年配者が多く若い有権者は少ないと言っておりました。

このように、投票率を下げている要因は若年層の選挙に対する認識の低さだと思われま。そこで、選挙管理委員会では期日前投票、投票時間の拡大、防災上里での投票の呼びかけ、また、町主催の成人式でのアピールなどの策を講じてきましたが、一向に効果は出ず、投票率は下がっているのが現状です。

このような観点から、若年層の選挙に対し関心を高める方策を考えなくてはならないと思いますが、今後、選挙管理委員会委員長はどのような考えがあるのか伺います。

次に、児童遊園の今後のあり方についてです。

児童遊園は、昭和40年代、厚生労働省の発案で全国に設置されました。本町においても28カ所、うち22カ所は神社、お寺の境内、6カ所は町有地にブランコ、滑り台などの遊具が設置され、幼児・児童の格好の遊び場として愛されてきました。遊具については国の補助金、つまり行政での提供で、管理についてはその地区ごとで実施していると、担当課より聞いております。

具体的に管理というと、遊具の破損・不具合などは町で補修、敷地については区長を主体とした、各々の地域で維持管理されていたように聞いております。

遊具については、かなり老朽化が著しく危険性をはらんだものも多く、使用禁止のステッカーが張られている遊具も見受けられます。具体的には、遊動円木という遊具が代表的です。当初、この遊動円木という遊具は、児童たちで保護者がいなくても遊ぶことが可能でありました。何ら規制がなかったわけです。ところが、最近規制が敷かれ、保護者同伴でなければこの遊動円木は使用してはならないということになりました。

私の今回の質問は、児童遊園に特化したものでありますが、今後、どのような維持管理をしていくつもりなのか伺います。

このことに関して、上里町公共施設白書の中で人口の推移を見ても、今後、幼児・児童の減少は否めません。したがって、これらの施設の利用者数の減少は火を見るより明らかです。地元区長さん等の協力を得て地域住民の意見を集約し、幼児・児童の利用率を把握してはと思いますが、町長の考えを伺います。

最後に、アセットマネジメント、つまり財産管理の観点から、また財政難を鑑み、28カ所を集約し、半分とか3分の1にして運営していったらどうでしょうか。当然危険性が大な遊具については早急に撤去を希望するものであります。経費削減、財政改革の観点から町民の理解を得る手段を考え、早期に英断を下すべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（植原育雄君） 5番齊藤崇議員の質問に対して選挙管理委員長の答弁を求めます。
岩田選挙管理委員長。

〔選挙管理委員長 岩田篤長君発言〕

選挙管理委員長（岩田篤長君） ただいま齊藤崇議員からの1、選挙に対する町民（有権者）の意識高揚についての御質問に対してお答えいたします。

初めに、投票率低下を向上させる方策についてでございますが、現在、第47回衆議院議員総選挙が12月2日公示、12月14日投・開票の日程で執行されております。前回、平成24年12月執行の衆議院議員選挙小選挙区における上里町の投票率は53.87%で、前々回、平成21年8月執行における同選挙の投票率は66.85%であったことから、この2つの選挙の比較でも約13ポイント低下している状況です。また、今年の4月20日に執行された町長町議選においては59.8%と、平成18年4月に執行された同選挙の68.23%から約8ポイント低下している状況となっております。

選挙は御承知のように民主主義の根幹をなすものであり、先人の多くの努力によって現在の選挙制度がつくられてきたものであります。このように、国民にとって重要な権利である選挙

権を放棄することは大きな課題であると考えております。

平成23年7月執行の埼玉県知事選挙の戦後最低投票率という結果を受けて、同年9月に行った埼玉県選挙管理委員会の「埼玉県における投票行動及び選挙啓発に関する意識調査」によると、知事選挙で投票に行かなかった理由として、1つとしては「投票したい候補者がいなかったから」が20.8%、「投票日は用事等があり、期日前投票も開いている時間に行けなかったから」これが19.9%、次に「自分一人が投票しなくても同じだから」が10.6%、「政治への不満、不信感から」が9.2%となっております。また、その他の中には「投票結果がわかっていなかったから」という回答が多数あったようです。

また、投票率向上策に対する意識調査の回答では、「選挙制度の改正などにより、投票しやすい環境に整備すべきである」ということが26.6%、「政治や選挙に興味を持たせるような教育に力を入れるべきである」これが26.1%、「候補者の政策や経歴などの情報をもっと入手しやすくすべきである」これが23.8%でありました。

この意識調査結果から、投票率向上に向けた課題として、従来の啓発活動は、投票日等の選挙情報の提供や投票参加の呼びかけにとどまり、有権者の行政、選挙に対する関心を高める視点が不足していたことや、啓発の内容も選挙管理委員会から有権者に働きかける一方的なものが多く、有権者みずから参加するものが少ないことも政治意識の向上につながらない一因であるとしております。

以上が埼玉県の意識調査の結果の一部となっております。

選挙管理委員会として選挙事務全体を考えると、選挙の管理執行については選挙違反等がなく公正に、事務執行においては誤りがなく適正に執行することを最優先に考えております。投票率の向上を実現するために、今までも期日前投票手続の簡素化、投票所の見直しなど、有権者に投票しやすい環境の整備を行ってまいりました。また、啓発事業については、広報紙、防災行政無線、啓発資材の配布、大型店舗における店内放送による啓発なども実施してまいりました。

今後は、県の意識調査などを参考に、従来にも増して投票しやすい環境の整備や啓発事業に努め、さらに有権者の政治意識の向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、特に若年層の選挙に対する関心を高めるにはでございますが、選挙における投票率は、選挙の争点、当日の天候、候補者数などにも左右されますが、県選挙管理委員会の調査による年代別投票状況調査によれば、20代、30代の投票率は他の年代に比べて極端に低く、こうした若年層の割合が高いことが少なからず低投票率に影響していると考えられております。

さらに、若年層は社会と関わる機会が少ないため、特に低い投票率となっていることから、若者に投・開票事務を体験してもらい、選挙に関心を持ってもらう必要があるとしております。

町では、若者に対する啓発として、成人式のパンフレットにおける選挙管理委員会委員長の挨拶文や、投票所における立会人を若い人をお願いしたりしております。それ以外でも、中学生の生徒会役員の選挙に投票箱などの選挙事務用品の貸し出しを行ったり、選挙制度のパンフレットを配布するなど、選挙制度の理解に取り組むことも検討しております。

今後、若年層の人たちの選挙に対する関心を高め、より身近に感じてもらう必要があります。その方策として、インターネットの活用が有効であると考えられておることから、町のホームページ、フェイスブックなどを利用した取り組みについても検討してまいりたいと考えております。選挙時における啓発はもとより、常時啓発についても今まで以上に取り組みが求められていると考えております。

以上です。

議長（植原育雄君） 次に、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 齊藤議員の2番の児童遊園の今後のあり方についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、町内28カ所ある児童遊園の維持管理についてでございます。

町内の公園は、烏川・神流川総合運動公園や長久保公園などの都市公園をはじめ、金窪城址公園や開発行為に伴い設置された小公園、児童福祉の観点から設置された児童遊園など70カ所あります。うち28カ所の児童遊園に遊具が設置されております。

議員御指摘の28カ所の児童遊園につきましては、神社やお寺の境内などの民有地や町有地がありますが、いずれも町が遊具を設置したものでございます。神社やお寺の境内にある児童遊園の日常的な管理は、各施設の役員の方により行っていただいております。民有地や町有地にある児童遊園は、区長さんをはじめとする地元の方々によって行っていただいております。

維持管理の内容は、遊具の再塗装など軽微な修繕の場合は、資材を町が購入し、地元で施工していただいております。遊具につきましては、昭和40年代に設置されたものが多く、老朽化が進み危険なものについては順次撤去を行っております。

遊具の中には、現在の安全基準で遊具そのものの危険リスクが高く、撤去するのが望ましいと指定されたものもございます。遊具の維持管理につきましては、劣化状況の点検とともに、現在の安全基準に適合しているかどうかの確認も行っていく必要がございます。

このことから、今年度、町管理の公園遊具について、専門的知識を有した業者により、国の指針や一般社団法人日本公園施設業協会の基準に準じた点検を初めて実施したところござい

ます。現在、点検結果を整理中ではありますが、摩耗や腐食などが激しく危険な状態であると判定をされたものにつきましては、緊急的な措置として使用禁止などの措置をとりました。そのほか、遊具の不具合につきましても、点検結果を精査した上で対応をしていくとともに、安全確保のため、今後も専門的立場からの点検業務を定期的の実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、幼児・児童の利用者数減少についてとアセットマネジメントの観点からはでございますが、関連する内容でございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

子どもたちの健全育成を目的に設置された児童遊園であります。近年の少子化や遊び方の変化などにより、遊んでいる子どもの姿が余り見られないところもあります。設備といたしては、更新が必要となっている遊具なども見受けられますが、利用状況や維持管理の将来性を勘案すると、全ての児童遊園の遊具を更新するというは多くの課題があるのではないかと考えております。

町では神保原駅南地区に2つの街区公園を計画しており、現在、公園整備検討会を開催し、設置に向けて具体的な設計を進めておるところでございます。なお、町では公有財産の状況を把握し、施設の設置及び維持管理が適切に行われるようアセットマネジメントに取り組んでおるところでございます。この観点からも、遊具などの詳細な状況を把握し、施設を適切に管理していくことが求められております。

更新期を迎えた児童遊園につきましては、新規の街区公園の整備状況や周辺施設での代替性を考慮しながら、利用状況や遊具などの状態、地域の皆様の御意見を聞いた上で、遊具を撤去して廃止するか、更新すべきか判断してまいりたいと思っております。

厳しい財政状況の折でもございますので、今後も統廃合も含めて施設のあり方を検討し、必要な施設につきましては集中して整備を行い、地域の魅力とにぎわいづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

先ほど齊藤議員のほうから遊動円木のお話ございましたが、これは柱状の鉄板の両端を支柱やはりなどに固定したつり具などで、地面と平行につり下げた遊具でございます。つり下げられた柱状の鉄板にシーソーのようにまたがり、ブランコのように前後に揺すって遊ぶものでございまして、複数人が一緒に利用できる遊具でございます。こういった遊具につきましては、劣化や破損などがなく正常に機能していても、遊具の構造や動きそのものに重大な事故を引き起こすおそれのあるもので、遊動円木という遊具があるわけでございます。この遊具は重量が重く揺れ幅も大きいので、容易に利用者が制御できない状態になります。管理者が常駐しない施設ではふさわしくないと判定されているものでございますので、今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番齊藤です。

まず、選挙に関しての再質問をさせていただきます。

やはり答弁の中にありましたように、いろいろな施策を講じるということを回答していただきました。しかし、関心を持たせるには、やはり今の有権者、20歳から選挙権が交付されるわけですが、これよりももっと早く幼少期からこういった対策を、例えば学校教育の道德教育の中でこういったものを取り組んで、幼少期から対応していくことを私は望むところでございますが、管理委員長の答弁を求めます。

議長（植原育雄君） 選挙管理委員長。

〔選挙管理委員長 岩田篤長君発言〕

選挙管理委員長（岩田篤長君） 今、幼少期からという御質問でございますけれども、これは選挙管理委員会独自でできるという問題ではなく、やはり学校の場合は教育委員会との絡みがありますので、そういうふうな形でも今後努力はしていきたいなというふうに考えておりますが、その場合は教育委員会等とも話し合いを持った上で検討していきたいなというふうに思っております。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番齊藤です。

次に、児童遊園について、先ほどの町長の答弁の中で遊動円木が特化されましたが、私もこの遊具は特に危険性をはらんでおりますので、安全基準が最近では見直されたわけですから、早急にこの遊具については撤去を求めたいと思います。

答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどの答弁の中でもお話を申し上げましたけれども、この遊動円木につきましても、大変たくさんの皆さんと一緒に同時に揺すってやるということで、非常に危険性もあるわけでございます。監督のいないところでそういう遊具が自由に使われては非常に危険だということでございますので、早急に検討していきたいというふうに思っております。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番(齊藤 崇君) それから、アセットマネジメントの観点から、やはりこれは早急に縮小なりを考えて、危険性を一刻も早く撤去していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長(植原育雄君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 先ほども答弁の中でお話は申し上げましたけれども、近年、少子化の中でそういった児童遊園等で遊んでいる子どもたちが非常に少なくなっているということでございます。遊動円木だけではなくて単純な遊具につきましても、財政上だとかいろいろな観点からしますと、やはり精査をしながら、この遊具は撤去したほうがいいということで、そういう判定ができれば、どんどん撤去してまいりたいというふうに思っておるわけでございまして、これを全部撤去してしまうということも、なかなか子どもたちが遊びに行ったときに何もなかったということでも寂しい思いをするわけでございますから、健全なものにつきましては、その辺のところもよく検査をしながら、遊具につきましても、撤去するものは撤去する、そして残すものは残していきたい、そんなふうに思っております。

議長(植原育雄君) 5番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時51分再開

議長(植原育雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番(新井 實君) 皆さん、こんにちは。議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きな項目で4項目でございます。(1)として、増える自転車の加害事故について、(2)自治体の民間委託シフトについて、(3)遊び感覚で本に親しむことについて、(4)糖尿病の重症化予防についての4項目でございます。

それでは、項目順に従い、順次一般質問をさせていただきます。

(1)増える自転車の加害事故について。

増える自転車の加害事故の対応と対策について。

上里町では、現在、1,000人当たりの交通事故発生件数で、埼玉県下ワーストワンとなって

しまっています。誰もが交通事故の加害者にも被害者にもなりたくありません。最近、自転車による交通事故が多発しています。

先日も、ある中学校の生徒の帰宅途中の後を自動車で行きまして、道路の真ん中を3列で並行して通行しているので、クラクションを鳴らして端に避けるように知らせましたが、これでは自転車と歩行者・自動車事故は起きても不思議ではありません。

警察庁の統計では、自転車による加害事故（2012年）は2万891件に上り、自転車事故全体（13万2,048件）の15.8%を占めています。対歩行者事故の件数（13年）は2,605件で、10年前を100とすると114と増加傾向にあります。日本損害保険協会は「最近では、歩道を無秩序に通行する自転車による加害事故も多発しています」と警鐘を鳴らしています。

自転車は、道路交通法（道交法）上、自動車と同じ「車両」で、車道の左側通行が原則です。1960年に道交法が制定されたとき、自転車は車道しか走れませんでした。1970年の道交法改正で、歩道も通れるようになりましたが、あくまでも例外です。「自転車は歩道を走るもの」は誤りです。現在、例外として歩道を自転車で通ることができるのは、自転車通行可の標識がある場合や、運転者が13歳未満、70歳以上の場合です。歩道を走る自転車が歩行者に向かい、「チリン」とベルを鳴らす光景をよく見かけます。道交法63条の4に違反する可能性が高い行為です。

実は、自転車は歩道を走ることはできません。できるのは徐行のみです。自転車通行可の標識のある歩道でも同じです。徐行はすぐ停止できる速度のことで、歩道の自転車については時速4.5キロです。（政府の国会答弁1978年5月9日）

「チリン」は歩行者の通行を妨げる行為です。ベルを鳴らす前に一時停止して、自転車からおりて歩行者の横を押して歩くことが最善です。歩道には障害者や子どもやお年寄りもいます。歩道はあくまで歩行者優先の道路なのです。

昨年7月、自転車事故の加害者の母親に9,521万円という高額な損害賠償を命じる判決（神戸地裁）が出て注目を集めました。加害者は小学校5年生の男児（事故当時）。歩道と車道の区別のない道路で62歳の女性と正面衝突しました。女性は頭蓋骨骨折などで意識が戻らない状態となりました。

ほかに6,799万円（2003年、東京地裁）の判決が出ています。ペットボトル片手に自転車で交差点に進入した男性が、横断歩道を横断中の女性を死亡させた事件でした。

自動車と違って自転車には強制加入の自賠責保険はありません。万が一に備えるために知ってほしいのは自転車保険です。大半の損保会社は自転車保険を販売しているそうです。被害者への補償が1億円なら、1カ月の保険料が630円という保険もあるそうです。対面よりもインターネット販売が主流とのことですが、損保会社は通話料無料の電話窓口も用意してい

るとのことです。

上里町の小・中学校生徒は全員で3,000人近くいるそうですが、各々、皆自転車を持ち通学や買い物などに利用していると思いますが、各小・中学校では増え続ける自転車加害事故に備えるための自転車保険加入に対する保護者への指導をどのように行い、また、現在各小・中学校生徒の自転車保有台数及びその率と、自転車保険加入件数と割合はどのようになっているのか、下山教育長にお伺いいたします。

自転車の歩道通行も認められた1970年の道交法改正は、自転車道などが整備されるまでの緊急避難的措置でした。政府の怠慢で自転車道は整備されず、歩道を自転車が我が物顔で走る事態を招きました。自転車の歩道通行は原則禁止にすべきです。ドイツのように8歳未満の子どもは例外でもいいでしょう。

上里町でも歩道で自転車が加害者になってしまう事故を減らすために、新設・既存の車道を自転車を走りやすくするために、車道に色つきの自転車専用レーンの設置を道路管理者にお願いしたいと考えますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

(2)自治体の民間委託シフトについて。

自治体窓口業務の民間委託について。

人件費削減や住民サービスを目的に、広がりを見せる地方自治体窓口業務の民間委託。人によっては「合理化の努力が行われている」と前向きに評価する一方、別の人は「個人情報保護が最優先されるべきだ」と情報流出を心配する声もあります。

窓口業務の民間委託は、2006年施行の公共サービス改革法に、住民票の交付手続など6業務が初めて盛り込まれました。その後、自治体などから対象拡大が要望され、2008年の内閣府の通知で介護保険の手続など24業務が委託可能となりました。

神奈川県秦野市では、2012年に住民票や印鑑登録証明書の交付を日本郵便に委託しました。市保健福祉センターの一部を、移転先を探していた市内の郵便局に提供。各種証明書1件当たりの委託料は168円で、従来の1件当たりの人件費より約30円安くなり、年200万円の賃料も得られる。市公共施設再配置推進課の志村高史課長は、利便性と施設の有効活用ができたと話しております。

コンビニで住民票などを受け取れるサービスも徐々に増えています。この制度は2010年に始まり、現在87市区町村が参加しています。各種証明書はコンビニに設置した機械で交付され、居住地以外でも受け取れます。

一方、個人情報保護の取り組みは、自治体が委託先の民間事業者を個人情報保護条例の罰則規定の対象に加え、流出防止を図るケースが多いです。委託を受ける側は、教育の徹底を図ります。約10自治体から業務委託を受けるヒューマンタッチは、社員が委託スタッフに個人情報

保護について講義し、理解度を確認するテストも行うとのこと。ただ、窓口業務の民間委託をめぐっては、今年3月、自治体職員が行うべき出生届や婚姻届の受理・不受理の判断を委託スタッフが行ったとして、東京法務局が東京都足立区に改善を求める事例もありました。

上里町では、今年4月から町立図書館の運営を民間委託に変えましたが、さらに今後の少子・高齢化における人口減少を考える中で、将来的に財政事情がよくなる保証はありませんので、経費を削り職員を重点分野にシフトできる外部委託を進める必要があると考えられ、まずもって、本庁舎業務の民間委託として住民票の交付手続や印鑑登録証明書の交付手続及び介護保険の手続などの窓口業務の民間委託実施をお願いしたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(3)遊び感覚で本に親しむことについて。

図書館で広がる「子ども読書通帳」等の利用について。

晩秋のひとつき、書店や図書館をめぐれば思わぬ本との新たな出会いがあるかもしれません。読売新聞の最近の世論調査によると、自宅から気楽に行ける場所に書店が「あったほうがよい」と答えた人は79%に上がった。多くの人が本との出会いの場を求めていることがうかがえる。その「街の本屋」が姿を消しつつあるのは寂しいことです。

全国の書店数は約1万4,000店で、2000年の3分の2に減りました。雑誌などの販売の低迷や郊外型大型店の伸長が背景にあります。書店ゼロの市町村も約330あります。

地域住民の熱意が実って、書店の誘致に成功した例もあります。市内にあった唯一の書店が閉店した北海道留萌市では、主婦らのグループが東京の大手書店に働きかけて出店を実現させました。朗読会や出張販売会なども行われ、収支は黒字が続いているとのこと。

マイクロ・ライブラリーと呼ばれる小さな私設図書館の開設も各地で進んでいます。長野県小布施町の「まちじゅう図書館」はその一つです。町内に書店はないが、商店や銀行、農家などの一角に書棚が設けられ、個性豊かな蔵書が並んでいます。アットホームな雰囲気私設図書館は、全国で500を超えと言われます。インターネットを通じて運営方法の情報交換が行われ、急速に増えています。

図書館は、地域の人たちの対話と交流の場でもあります。読書の輪を広げるには欠かせません。子どもの読書を推進するため、学校図書館と公立図書館の役割は重要であります。子どもたちの好奇心を刺激する書籍の充実をさせなければなりません。

このような中で、子どもたちによりたくさん本を読んでもらうため、読んだ本の題名を記録する通帳や、図書館のイベントに参加した際にもらえるスタンプを残すパスポートを発行するなど、図書館の利用促進につなげる取り組みが県内で広がっています。鴻巣市が2010年に導入し、今年度は上尾市、新座市が始めました。子どもの読書離れに歯止めをかけることを狙っ

ています。

取り組みのきっかけとなった鴻巣市は、2010年度、子どもたちに読書に親んでもらおうと、市内3つの図書館に現金自動預け払い機（ATM）のような読書通帳機を設置しました。通帳を入れると、読んだ本のタイトルと貸出時期が記帳されます。2013年度までに約3,400冊の通帳を小学生に発行しました。

鴻巣市では、市立図書館の児童書の貸し出しは2006年度から2009年度には15万冊から17万冊でした。読書通帳の発行を始めた2010年度は19万2,044冊と、前年度より2万冊以上増えました。2011年度から2013年度は21万冊以上で、鴻巣中央図書館の小野寺勝郎館長は、一定の効果は出ていると話しております。自治体が来年度の予算編成をする時期が近づき、8月以降、県内外の教育委員会からの問い合わせが相次いでいるとのことでもあります。

鴻巣市の取り組みを受け、新座市が7月から無料配布したのは読書預金通帳。子ども自身が読んだ本を書き込んでいく仕組みで、A4サイズの紙を折り畳んで使う。記入した本が20冊に達すると、図書館窓口で「にんていしょう」にシールを張ってもらえる。夏休み期間中にシールを張った子どももいた（中央図書館担当者）といえます。

市全域で読書通帳事業に取り組むのは上尾市であります。8月下旬から順次300冊の読書記録を書くことができるA6サイズの読書パスポートを小学生に配っています。手帳のような冊子タイプで、ページ数は約110。作成冊数は計1万2,700冊に上ります。市立小学校の全児童に配るのは珍しいといえます。この冊子には、図書館で調べる方法などを紹介する「おすすめ本・調べ学習の仕方紹介」の冊子もついています。同市担当者は、読書に親しみながら、図書館の活用方法も学んでほしいと説明しています。

埼玉県内では、鴻巣市が読書通帳に取り組む全国でも先駆的な自治体として知られ、利用対象は小学生で、図書館に設置したATMのような専用の記帳機で記録できる本格派であり、預金通帳を眺めて預金がたまっていくのを楽しむように、多くの本を読んだ記録が記帳されていく感覚が多くの人々に人気を集めたと思われますので、上里町でも是非遊び感覚で本に親しんで広がる鴻巣市の「読書通帳」や上尾市の「読書パスポート」などを参考に、町全域で読書通帳事業に取り組んでほしいと考えますが、下山教育長の見解をお伺いいたします。

(4)糖尿病の重症化予防について。

糖尿病の重症化予防に重点をおき、生活習慣の改善指導を実施し、医療費の伸びを抑えることについて。

厚生労働省は、今年度、糖尿病で腎臓の機能が低下した人に生活習慣の指導を重点的に行う取り組みを進めています。1人年間500万円程度かかる人工透析の患者を減らし、医療費の伸びを抑えるのが狙いです。ただ、伸びをどこまで抑えられるかはまだ不透明な部分があります。

東京都荒川区は、昨年度から糖尿病の重症化予防の取り組みを独自に行っています。医療費が増加傾向にあり、約43万5,000件のレセプト（診療報酬明細書）を分析しました。その結果、腎不全や糖尿病は医療費が高く、糖尿病は患者も多いことがわかりました。糖尿病が進行すると、腎臓機能が低下し、人工透析が必要になる可能性が高くなります。現在、新たに透析を始める患者でも最も多いのが糖尿病による腎不全であります。

そこで、まだ透析には至っていない糖尿病患者をレセプトから選び、保健師や管理栄養士などが半年間、定期的に面談や電話などで食事や運動習慣の改善を促す事業を開始しました。事業に参加した男性は、外食が中心でラーメンなど脂っぽいものを食べるが多かったようです。外食はバランスよく栄養をとれる定食を選ぶようにと指導を受けました。男性は、定期的に指導を受けることがいい意味でプレッシャーになり、頑張ることができましたと話しています。昨年度は43人が最後まで参加、肥満の減少や血糖値の改善が見られたとのこととあります。荒川区の能野前にしむら内科クリニック院長、西村英樹さんは、患者の話を長時間かけて聞き、生活習慣の問題点を探していくことは、日常の診療ではなかなかできないことで、意義があると説明しています。

厚生労働省によると、国全体の医療・介護費は2011年度時点で48兆円。急速な高齢化に伴い、このままだと2025年度には83兆円に増える見通しとのこととあります。

厚生労働省は、昨年、医療・介護費の伸びを5兆円程度抑える目標を掲げました。その施策の目玉の一つに据えたのが、糖尿病の重症化予防であります。参考にしたのは、広島県呉市の取り組み。同市は他の自治体に先駆け、2010年から糖尿病の重症化を防ぐ取り組みを行っています。レセプトなどで対象者を抽出し、看護師が生活習慣を指導します。昨年度までに、中断した人も含めて265人に実施。透析に移行した人は1人とどまっています。

上里町では、糖尿病や腎不全の患者は何人ぐらいいて、全体の病気に占める割合は何%ぐらいなのか、関根町長にお伺いいたします。

また、増え続ける医療費の削減のため、糖尿病の重症化予防の施策を年次計画を立てて実施していただきたいと考えますが、関根町長の見解をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（植原育雄君） 10番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、1番の増える自転車の加害事故についての質問にお答えをします。

まず、 の増える自転車の加害事故の対応と対策についてでございます。

上里町の自転車事故の状況でございますが、今年10月末時点の自転車乗用中の死傷者数は37名でございました。交通事故全体の死傷者数の約17%となっております。自転車運転マナーという視点を見ますと、同時期時点の自転車運転の違反者数が38人であり、昨年中の6人と比較しても大幅に増加している状況であり、問題視しているところでございます。

このようなことから、10月20日に策定した上里町交通事故防止特別対策大綱においても、自転車安全利用意識の啓発を掲げ、現在、啓発活動などその対策を急いでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、自転車は車両であり、車道通行が原則であります。そこで、御提案の自転車専用レーンの設置についてでございますが、自転車専用レーンの設置に当たっては、ある程度の車道の幅員が必要となっております。例えば、主要地方道を管理する県道の自転車専用レーンの設置可能幅員は1.5メートル以上と規定をされております。町道に关していえば、大半の道路が路肩50センチメートルで整備しており、自転車専用レーンを確保する十分な幅員を有しておらず、用地上の課題もあろうかと考えております。

路肩が広く、自転車専用レーンを設置できるだけの車道幅員を有している路線につきましては、道路のネットワーク等を踏まえ、有効性などを検証した上で、必要に応じて自転車専用レーンの検討をしてみたいと考えております。

町といたしましては、自転車事故を防止するため、今後も自転車利用者への安全指導などの啓発活動を実施してみたい、このように考えております。

上里町の小・中学校における自転車利用に関する指導の状況等については、教育長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

次に、2番の自治体の民間委託シフトについて、の自治体窓口業務の民間委託についての御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

御質問のとおり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法が施行され、その後、公共サービス改革基本方針を踏まえて、新井議員お話しのとおり、内閣府は民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、関係省の協議を踏まえて通知がなされたところでございます。

委託が可能な業務の範囲等は、住民票の写し等の交付や住民異動届、戸籍謄本・抄本等の交付、介護保険関係や国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受け付け及び被保険者証等の交付、地方税法に基づく納税証明書の交付、印鑑登録証明書の交付など、多岐にわたっており、多岐にわたっております。しかしながら、窓口業務は公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれておるため、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為、または補助的業務に該当する業

務となります。

秦野市の事例は、郵便局事務取扱法による業務委託であり、郵政民営化後も郵便局において事務の取り扱いができるとされている中での委託になっておるところでございます。

コンビニ交付につきましては、本人確認のため、住基カードが必要となりますが、住民サービスの上で、早朝や深夜、休日でも交付できるほか、全国のコンビニで取り扱っておるわけでございます。平成28年1月から住基カードに変わり、マイナンバー制度による個人番号カードになります。コンビニ交付の取り組みについては、このカードの普及が必要となると思われま

ず。いずれにいたしましても、民間業務委託に関しましては、一部の業務を除き、民間事業者が業務を実施する庁舎内等に町職員が常駐し、不測の事態等に際しましては当該職員みずから臨機適切に対応できる体制を整えることや、当該業務の内容に応じた個人情報保護に対する例規等の改正など特段の配慮が必要なこと、そして法律に基づく町長の判断行為や原簿の管理等は職員が責任を持って行うことなどが課せられております。

新井議員からのお話にもありました足立区の取り組みにつきましても、労務上の指揮命令について業務委託契約と労働者派遣契約との違いを認識し、業務の範囲を明確にする必要があります。住民サービスの向上は重要な取り組みと考えておりますが、一方で個人情報の保護など、信頼される行政事務も重要と考えております。

御質問の窓口業務の民間への外部委託は、業務処理の体制や財政負担など、近隣市町村の動向を踏まえた上で研究していきたいと考えております。

次に、3番の遊び感覚で本に親しむことについて、の図書館で広がる「子ども読書通帳」等の利用についての質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

読書通帳等の利用についてでございますが、読書習慣は子どもの時に身につけておきたいものでございます。図書館は、今年4月より指定管理者による管理運営となり、読書推進に努力をしておるところでございます。

御質問は教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、4番の糖尿病の重症化予防について、の糖尿病の重症化予防に重点をおき、生活習慣の改善指導を実施し、医療費の伸びを抑えることについてでございます。

町で現在把握しております糖尿病性腎症、慢性腎不全などによる透析患者で、重度心身障害者医療費受給資格をお持ちの方は、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療保険加入者全体で74名いらっしゃいます。そのうち国民健康保険加入者は36名で、平成25年度における国保の医療費に占める割合は、慢性腎不全が約14.2%となっており、糖尿病は約11.5%となっており

ます。町の国民健康保険では特定健康診査を実施し、健診の結果、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した方には、特定保健指導により生活習慣の改善を図り、糖尿病等の早期予防対策に努めておるところでございます。

埼玉県では平成26年度から糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施し、平成28年度には全市町村の事業実施を目指しておるところでございます。この事業につきましては、医療機関からのレセプトデータや特定健診のデータから糖尿病が重症化するリスクの高い該当者を抽出し、その方に対して受診勧奨や生活指導を行い、人工透析への移行を防止することを目的としておるところでございます。

町といたしましても、糖尿病から人工透析への移行を防止することにより、患者やその家族の経済的負担の軽減や医療費の削減が図れますので、事業実施に当たっては医療機関との協力連携が必要のため、本庄市児玉郡医師会と協議を図りながら、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 新井議員の私に対する質問に、順次お答えをさせていただきます。

まず、増える自転車の加害事故の対応と対策についてのうち、小・中学校における自転車利用に関する指導の状況等についてお答え申し上げます。

埼玉県内では、児童・生徒の自転車による重大事故が発生しており、小学校では本年の4月、5月に7件の重大事故が発生している状況でございます。上里町でも自転車による事故が発生しており、その対策として小・中学校では安全に自転車を運転するための指導として、警察官を講師として招いた自転車安全教室を実施したり、教師による自転車点検を行っております。

今年度の実態として、自分専用の自転車を持っている児童・生徒の数は、小学校では1,711名、保有率91%、中学校では1,022名、保有率99%でございます。小・中学校を合わせると2,733名、95%の児童・生徒が自分専用の自転車を保有している状況でございます。通学への利用についてでございますが、中学生の99%が利用しております。また、児童・生徒からの聞き取り調査によりますと、小学校では10%、中学校では18%の児童・生徒が自転車保険に加入しているという状況でございます。子どもたちが安心して自転車を使った社会生活を送れるようにしてあげるためには、自転車保険の加入を促進していく必要があると考えております。

今後、小・中学校児童・生徒の自転車事故の発生に備えるためにも、自転車保険の必要性や自転車保険制度について、入学説明会、授業参観、PTA総会などの保護者が集まる機会に啓

発し、自転車保険への加入促進をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、3、遊び感覚で本に親しむことについて、図書館で広がる「子ども読書通帳」等の利用についての御質問にお答えさせていただきます。

子どもの読書を推進するために、読書通帳などを作って子どもたちが遊び感覚で本に親しめるようにしてはどうかとの御質問ですが、新井議員が提案されております読書通帳や読書パスポートとは少し異なりますが、町立図書館では読書マラソンという子ども向けの期間限定のイベントを毎年実施しておるところでございます。

どのようなものかと申し上げますと、参加した子どもたちは専用のノートに読んだ本と短い感想を書いて、本を返すときに図書館カウンターで、こむぎっちをデザインしたスタンプを押してもらうものでございます。読んだ本が30冊になると記念品がもらえるという楽しいイベントでございます。この専用ノートは小学生と幼児が対象であり、図書館のほか、町内各小学校を通じて全児童に申込書を配布し、図書館で参加の受け付けをいたしております。平成14年度にスタートし、毎年200人以上の参加があり、子どもたちに親しまれている事業でございます。この事業は、指定管理者の事業に関する仕様書の中にも盛り込まれており、今後も継続の予定でございます。

年間を通して読んだ本を記録していく読書パスポートや読書預金通帳の取り組みについては、子どもたちの読書意欲の向上につながりますので、上里町が毎年続けてきた読書マラソンのノートや実施方法について指定管理者と協議し、年間使用できるよう改善してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） それでは、再質問を何点か、させていただきます。

まず最初に、(1)増える自転車の加害事故についてのことで、埼玉県では人口が700万人と、非常に首都圏でも多い県であり、また、平地が多く通勤や通学で自転車を使う人が非常に多いことなどから、自転車の保有台数は他の県に比べてかなり多いそうであります。全交通事故のうち、自転車に関わった件数の割合も約3割と、全国平均の2割よりもかなり高くなっております。それで、埼玉県は2012年4月に自転車安全利用条例を施行して、啓発活動に力を入れておるそうです。今年1月から9月の県内の自転車の死亡事故は前年同期よりも14人少ない19人で、県は効果が出てきていると話しております。そんなことから、埼玉県内の自治体で自転車の安全利用に関する条例を制定する動きがあちこちで相次いでおります。埼玉県は交通事故に占める自転車事故の割合が全体的に多いので、各市町村で自転車安全利用条例を定める自治体

が大変ここにきて増えております。

坂戸市では、子どもや高齢者が自転車に乗る際に、ヘルメットを着用するよう求めるほか、自転車の定期的な点検や自転車損害保険の加入を求める内容を盛り込みました。罰則規定のない理念条例だそうであります。市は施行にあわせ、子どもや高齢者がヘルメットを購入する際に、1人当たり上限2,000円を補助する事業も実施するとのことであります。

また、蕨市も12月、今月から自転車安全利用条例を施行するそうです。自転車損害保険の加入やヘルメットの着用などを求める内容を盛り込んであるそうです。

こうすることで、上里町でもこれからでも遅くはありませんので、他の市町村と同様に、坂戸市や蕨市、県も条例を作っておるそうですが、この自転車安全利用条例を是非私は作っていただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員もおっしゃっておいりましたけれども、埼玉県は自転車の台数も非常に多いようでございます。まして、本庄市が自転車の発祥の地だというふうに言われている部分もあるわけでございまして、この辺も非常に平たん地で自転車を利用する方が非常に多くなっておるわけでございます。

そういった中で自転車による交通事故も多くなっておるわけでございますけれども、先日、11月4日に埼玉県警本部交通企画課長からお話をいただきまして、議員御指摘と同様に自転車条例の制定について働きかけがございまして、私も非常に共感をしておるところでございます。担当課に前向きに検討するよう、現在、県内の先進自治体の各条例内容などを今研究しておるところでございます。

先ほどもお話が新井議員のほうからございましたけれども、戸田市は平成25年1月1日からやっておるそうでございまして、坂戸市、蕨市におかれまして、平成26年12月1日から施行されるというふうに聞いておるわけでございまして、上里町も非常に交通事故が多いワーストランキングからなかなか抜け出せない、そういうことで自転車事故も非常に多いということでございますので、積極的にその辺のところも検討してみたい、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 関根町長も、この自転車安全利用条例には前向きに検討していただくという答弁をいただきまして、ありがとうございました。

その中で、先ほど私が、もし自転車安全利用条例を作る場合に子どもや高齢者にヘルメットをつけてもらうような条項も入れてもらいたい中で、坂戸市は上限2,000円を補助するような

事業を実施するという中で、また、蕨市もヘルメットの着用を求める内容を盛り込んで、今後、ヘルメット代の補助といった、蕨市のほうは自主的な取り組みはこれからしていきたいというような中で、町はこの条例を作った場合にヘルメットを使用する条項を作る際に、ヘルメットに対する補助金をどのようにするのか、町長に一応聞いておきたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 蕨市については、ヘルメットの補助金を2,000円出すということだそうでございますけれども、今、上里町ではまずはその内容をこれから検討していくということでございますから、そういう中でその辺のところも検討していきたいというふうに思っております。

ただ、この自転車条例につきましては罰則規定というものが非常に難しい、そういうこともございます。子どものヘルメットはそうでございますけれども、お年寄りの皆さんにもヘルメットをそうしてかぶっていただくように補助金を出しても、なかなか高齢者の皆さんが自転車に乗るのにヘルメットを着用できるかどうか、そういうことも懸念されるわけでございますので、地域の実情に合ったような条例を研究してみたい、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 続いて、坂戸市の条例の中に自転車の定期的な点検を条例に盛り込んだようでありまして、上里町が条例を作った場合に定期点検をどのように、これを中に盛り込んで、学校等で定期的な点検をどのように取り扱っていくのか。まして、晩秋だか初冬に、最近日が短く日没が徐々に早くなって、もう4時ぐらいになると薄暗くなるような中で自転車に乗る機会もだいぶ増えていると思うんですよね。安全に乗るために反射板（リフレクター）の向きやランプの作動を確認してみたり、またタイヤに空気がちゃんと入っているかどうか、ブレーキの効き具合はどうか、チェーンも錆びているかどうか等々、いろいろ定期点検は業者サイドで言うと、月に一遍位はこういうものをちゃんとしたほうがいいということをおっしゃるわけですが、その辺について学校当局として、今後、条例は条例でそういうことを是非盛り込んでいただきたいんですけれども、学校側として毎日、特に中学生は自転車通学が97%か98%ということをおっしゃる先ほども教育長からお聞きしました中でやはり、もちろん家庭のほうにも指導をお願いして、自分でできることは自分でできるけれども、チェーンだとかブレーキだとかはやはり業者をお願いするようなことも多くなると思うんですけれども、その辺について教育長の学校の児童・生徒に対する安全指導の観点からのお考えと、今後における自転車の安全教育に対するお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 自転車の安全点検、あるいは安全指導という御質問をいただいたわけですが、まず自転車の点検についてでございますけれども、小学校については全小学校で1回から2回という点検をしております。これは、いわゆる教員が直接的に点検をするという形でございます。それから、中学校では毎学期ごと、学期に一度、年3回、やはり教員が、学校に自転車が全部来ているものですから、一斉に点検をしていると。不具合がある場合には保護者に通知して直すようにという指示を行なっているという状況でございます。

また、先ほども申し上げましたように、安全な乗り方についてはなかなか浸透しないんですけれども、極力浸透するようにという形で、子どもたちのその場その場に応じた指導をしていくようにということを、校長会等を通じて実施をしているところでございます。

いずれにしましても、子どもたちが加害者になること、あるいは被害者になること、どちらにとっても大変不幸なことでございますので、子どもたちの自転車事故等を起こさないような対応を今後も考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

もう一つ、教育長にお聞きしたいんですけれども、先ほど読書マラソンのことについて、上里町でも、子ども読書通帳とは違うけれども、読書マラソンというものがある。1年のうちで期間を限って今現在行なって、子どもたちが本をこれからどんどん読んでいくような、そういういろいろ方法は考えてやってくれているということをお聞きしましたけれども、私とすれば別に子ども読書通帳やパスポートでなくてもよろしいと思います。

ただ、教育長にお願いしたいのは、先ほど質問で言いましたように、できれば年間を通したような形で、特に小学生は本を読むことが好きな子もいるし、嫌いな子もいると思いますけれども、できたら全員がやはり今よりも少しでも、2冊でも3冊でも5冊でも、たくさん読んで知識を得られるようにするために、年間を通じて、名称は読書マラソンでも読書通帳でも結構なんですけれども、その辺をお願いしたいと思うんですけれども、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、既に読書マラソンという形、いわゆ

る一つの冊子体を作って、A 6 版のノートでやっているわけですがけれども、現在は30冊まで読めたらという状況になっているわけですがけれども、これからは先ほど申し上げましたように、年間を通して考えられる、読めるようなものを、今、指定管理者と協議を進めなくては行けないというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、先ほど新井議員から御指摘がありましたように、そのノートの中の工夫もしなくては行けないかなというふうに思っております。どうやったら本を好きになれるのか、あるいはどういうことで図書館が利用できるのかというようなことも、あわせてその中に盛り込めるようなことができれば、よりいいのかなというふうに思っているところです。

もう一点は、今、図書館と学校図書室が非常に連携体制をとりつつございます。学校の図書室に指定管理者の支所が入りまして、図書室のいわゆる整理といいましょうか、より利用しやすい図書室にしようという形でかなり入ってきていただいております。学校の図書室もだいぶ改善されてきている状況がございます。したがって、図書館と学校図書室との連携も含めながら、読書意欲を駆り立てる、そんな取り組みを今後指定管理者と協議ができればというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

最後に、関根町長にちょっと質問させていただきます。

(4)糖尿病の重症化予防についての中で、今現在、勤労世代の糖尿病の患者さんの治療と仕事の両立が非常に難しくなっていて、合併症を予防するにはどうすればよいかということが大変問題になっているところでありまして、糖尿病の重症者のうち、現在治療を受けている人の割合は全世帯平均では約65%位なんですけど、40歳から49歳位は男女ともに40%前後と大きく低迷しているのが全国的な結果だそうなんですけれども、上里町は、先ほども糖尿病患者の人工透析の人数や割合を町長にお聞きしたんですけれども、40歳から49歳、50歳、この10年間位の上里町の糖尿病及び人工透析の患者さんは、どのような人数とパーセントになっているのでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 糖尿病の重症化につきましては、先ほどお話を申し上げたとおり、埼玉県が26年度から糖尿病性腎症重症化予防対策事業というのを始めるわけですがけれども、それに沿いまして28年度には全市町村に事業実施を目指しているところでございます。町

といたしましても、糖尿病性から人工透析に移行しないように努力をしていきたいというふうに思っておるところでございますけれども、細かい数字につきましては、担当課長より答弁をさせていただきたいと思います。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） ただいまの説明ですけれども、先ほど町長のほうから後期高齢者を含めまして74名、町でございます。そのうち国民健康保険に加入されている方が36名で、その方の中にもやはり若い年代が何名かございます。あと社会保険に加入しながら人工透析を受けている方がおりますので、正式な数字についてはちょっと把握していないので、確認し次第説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 40歳から49歳、50歳位までの10年間、結局、受診率が悪いというのは、働き盛りで仕事の関係等々があると思うんですよね。そういう中で、なかなか受診するのは難しいという状況の中では、病院の待ち時間が長かったり、混んでいて予約がとりにくかったり、土日に受診できる病院が少ないなど、色々そういう理由があるらしいんです。

そういう中で、今後、町として就労者に対する患者さんが治療を継続したいようにするために、どんな施策をもってしていけるのか、その辺について大ざっぱでもいいんですけれども、ちょっと施策についてお伺いしておきたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いずれにしましても、勤労者の皆さんは平日は一生懸命働いておるわけですから、土曜日は医者も半日程度は皆さんやっておるようでございますけれども、そうした土曜日の休みの日に受診をしていただければいいのかなというふうに思いますけれども、土曜日も働いている皆さんも多いようでございます。勤労者はそういう方が多いようでございますので、今後、医師会等もその辺のところもお話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

できれば夜、平日でも6時位まではどこのお医者さんもやっていただいておりますから、勤労者の皆さんも平日でも会社が5時に終わるとすれば、5時半でも、6時までには間に合うのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。医者も予約でもしておけば、そういった方もお待ちいただいているのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。どうしても7時、8時でなければ行けないということにつ

きましては、今後、医師会がどういうふうな、ちょっとお話はさせていただきますけれども、なかなかその辺のところも難しいのではないかなというふうには思いますけれども、できるだけそういった勤労者の皆さんにも受診をしていただいて、初期のうちに何とか対応していただけるように、今後とも町といたしましても努力していきたい、このように思っておるところでございます。

議長（植原育雄君） 10番新井 實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 町長から今後の施策について大まかのことを伺いました。

私とすると、町長も今医師会ともよく協議しているいろいろお願いすると、そういう中で待ち時間の短縮、それから夜間や休日の診療枠の拡大、それから薬剤や消耗品を受け取れる場所の拡充等々、こういうものが私は受診率を上げる重要な一つの課題ではないかなと思いますので、その辺を今後医師会とも協議をした中で是非お願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 待ち時間の短縮につきましては、歯医者さんなんかはほとんど予約制でやっているようでございますけれども、一般のお医者さんにつきましては予約で行っているという人は少ないのかなと。ですから、例えば流感でもはやってくると、もうお医者さんはいっぱいですから、どうしても待ち時間というのはしょうがないのかなというふうに思いますけれども、それを全部予約制にするということも非常に難しいかなというふうには思っておりますけれども、その辺の検討と、薬屋さんが今、別のところで薬をいただくようになっております。昔はお医者さんで薬を出していただいたんですけれども、ほとんど要するに分業という形なんですか、そういう形になっておるんですけれども、処方箋を書いていただいて薬屋さんでいただくというのが、ほとんどのお医者さんでそういうふうになっているのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、それをお医者さんでやるということは非常に難しいかなと、そんなふうには思っております。

けれども、ちょっと機会がございましたら、その辺のところもちょっと聞いてみたいかなと、やはりそれを改善するというのは非常に難しいだろうと、今の状況ではそんなふうには思っておりますけれども、ちょっとお話に出してみたいなと、そんなふうにも思っております。

議長（植原育雄君） 10番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番猪岡 壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） 4番猪岡壽でございます。

通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

私の質問事項につきましては、1つ目が26年度以降の上里町の課題についてということでございます。2つ目が防犯パトロール隊の助成についてという、2つの質問でございます。

1つ目の26年度以降の課題につきましては5つありまして、人口減少による町民税の減収の取り組みについてということ、それから、2番目が企業誘致の取り組みについて、3番目が町の成長戦略について、4番目、国民健康保険給付費を抑える対策について、5番目が町の公共施設アセットマネジメントについてと、その5つについてまず質問させていただきます。

25年度の町の決算は、一般会計・特別会計合算した歳入は165億円、歳出は156億円で、歳入165億円から歳出156億円を引き、翌年度に繰り越しすべき金額を引いた約9億円が実質収支額として計上されました。このことは、25年度の上里町の行政が順調に行われた結果であると判断し、私は9月議会において賛成いたしました。議会でも賛成多数で可決されたことは周知のとおりであります。

しかしながら、上里町の将来を考えた時に、私は上里町の歳入と歳出で大きな課題があると思ひ、今回の12月定例議会においてその課題を質問させていただきます。

1番目といたしまして、まず、歳入の第1の課題は、上里町だけでなく日本のほとんどの市町村が抱える課題であります。日本創成会議の座長、増田寛也元総務大臣が公表した、2040年までに全国896の自治体が消滅してしまう可能性があるというレポートは各界に大きな衝撃を与えました。その要因は、日本が人口急減社会になりつつあるからであります。特に地方は若年女性が都市部へ流出することにより、出生率が下がり人口が減少し、それに伴い自治体は自主財源が減り、運営が立ち行かなくなるという問題でございます。

上里町でも、これから人口は減少傾向にあります。特に賀美、長幡、神保原地区は、数年前から小学校の入学生が40人を割っている状態にあります。このままですと、数年先は1学年1学級となってしまう、小学校のあり方が問題になりますし、歳入の減少を防ぐためにも人口の減少は極力最小限にすることが第1の課題であります。町として人口減少を止める具体的な対策があればお聞きしたいと思います。特に、他市町村からの転入者を増加させる対策があれ

ばお聞きしたいと思っております。

そこで、人口減少を止める対策を講じている市町村の具体例をちょっと幾つか述べてみます。

まず、一例としましては、奈良県葛城市は、市内のマンションまたはマイホームを購入する際、住宅ローンの金利を県内4つの金融機関と協力し、店頭表示より1.5%引き下げるキャンペーンを実施しております。市の試算では3,000万円を30年返済の場合、金利が約800万円安くなるという計算でございます。その金利につきましては、銀行が負担するというところでございます。

それから、2つ目は、千葉県のある市では子ども手当を国の倍額支給しているという例がございます。

続きまして、2番目に行きたいと思えます。

歳入の第2の課題は、25年度の町の決算の歳入で、法人税割と償却資産税が年々減少していることであります。たばこ税が税率変更により4,000万円増えたため、全体の減少額はやや抑えられましたが、たばこ税の税率変更は26年度からはありません、1年限りということでございます。今後、法人税割と償却資産税が増加するにはアベノミクスの効果が上里町の企業にどの程度影響するかであります。それは不透明で予測はつかない状態でございます。そのため、町としては法人数を増やし、法人均等割と法人税割、固定資産税をいかに増やすかということが大きな課題であります。政府も地方創生の対策として地方の企業誘致に力を注ぎ、地方に本社を移転した場合、税制の優遇措置も検討しているようでございます。

一方で、全国2,946社に工場の新設、移転先の地域を尋ねたところ、海外が12.1%でトップです。続きまして2位が愛知県で7.3%、3位が埼玉県で6.7%という結果が帝国データバンクの調査でわかっております。海外移転の要因は、人件費の安い新興国や需要地である欧米への進出が主な理由でございます。国内では、大手メーカーの多い地域に拠点を集める傾向が出ております。この資料から、埼玉県内である上里町は都心に隣接していますので地の利は得るので、町の努力次第ではスマートインターチェンジ上下線にある2区画の分譲地は早期に売却されるのではないかなというふうに思っております。

ただし、県内の多くの市町村も同じ悩みを抱えているわけでございますので、企業誘致は市町村間の熾烈な戦いになることが予測されます。そこで重要なことは、上里町が他の市町村に誘致合戦で負けないため、どのような対策を講じるかであります。町としてはいかがお考えでしょうか、お聞きしたいというふうに思います。

また、この企業誘致につきましては、進出する企業にとっては企業秘密ということもありますので、それに差しさわりのないような回答で結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、歳入の第3の課題は、町も成長戦略を検討すべきであります。27年12月にはスマ

ートインターチェンジが完成します。そこで期待できるのが上里ゴルフ場周辺であります。上里ゴルフ場は関東地域内でも人気のあるゴルフ場です。スマートインターチェンジ開通により人気度はさらに高くなると思います。

また、隣接する忍保パブリック公園もソフトボールや野球の県大会等の開催も増加することが予測できるので、そこに遊歩道やサイクリングロードを設置し、健康公園として運営したらいかがでしょうか。場合によっては八町河原の下水道処理場予定跡地も健康公園に加えるとよいのではないかなというふうに思います。

また、その周辺にはアカシア会が管理している彼岸花畑、それからカインズホームの西側にほたるの里、これもありますので、その一帯が上里の観光名所になるのではないかなと私は思っております。上里ゴルフ場や彼岸花畑で、上里町の特産品である梨や野菜、それから神流清流米を販売すれば地元が潤い、最終的には上里町の町民税が増収になることと思いますが、町としてはいかがお考えでしょうか。

また、特に上里ゴルフ場では月例コンペ等を結構開いております、そういうところで町の例えばキュウリですとかブロッコリー、そういった特産物を賞品に加えていただければいいのではないかなと思っています。また、売店にそういった野菜を置けば、買っていく人もいるのではないかなというふうに思います。

それから、4番目、次に歳出の問題です。

第1の課題は、増え続ける国民健康保険給付費をいかに抑えるかであります。25年度の給付費は22億3,295万2,000円で、24年度の21億7,238万7,000円に対し約6,000万円も増加しております。今後もこの額は増えることが予測されます。歳入の健康保険料で賄えない不足分は一般会計などからの繰り入れとなり、町の財政を圧迫する問題にもなってきます。給付費の増加を抑えることが大きな課題であると思います。

その対策としては、町民の健康を促進させることが第一でありますし、給付額を抑える対策になると思います。

長寿日本一の長野県松川村では、村民の健康を保つため、より健康的な歩き方の指導を行っているそうです。普通に歩くのでは余り効果がないということです。そこで、3分間早く歩き、3分間ゆっくり歩く方法ですとか、両足に2キログラムずつのおもりをつけて歩く方法、それから、背中に10キロの砂を背負って歩く方法などを取り入れておるようでございます。また、カラオケ教室を開き歌を歌うことにより、肺活量を増やし健康を保つ方法など村ぐるみで取り組み、長寿日本一を達成しているようでございます。

そこで、上里町でもスポーツ推進委員の方にいろいろ研究していただき、忍保パブリック公園で健康教室を月に一度程度開いたらいかがでしょうか。また、健康に関する講演会も年に一

度ぐらい行なったらいいのではないかなというふうに思っております。

また、運動公園の休憩場所として上里ゴルフ場のレストラン、それから浴場をもっと利用できるようにしたら、健康者が増えて給付費が抑えられ、ゴルフ場の売り上げも増えるのではないかなというふうに思っております。また、私も今ちょっと歯医者に行っているんですが、小学生の子どもたちが食後に歯磨きをすることを進めたりしたいと思いますが、今はやっている状態だからちょっとわからないんですが、進めたいというふうに思っております。

以上について町としていかがお考えか、お伺いいたします。

それから、5番目でございますが、歳出の第2の課題は、公共施設維持管理の問題です。町が東洋大学に依頼した公共施設アセットマネジメントの研究報告書によると、今後50年間の年間更新投資必要額は約6億9,000万円で、その予算確保可能額は約2億7,000万円でありまして、更新投資必要額に対して61%、金額にして約4億2,000万円の不足となるとの試算結果が出ております。これを町民負担で賄うと、1世帯当たり年間3万5,000円の多額の負担になってきます。また、インフラの不足額は年間11億4,000万円となりまして、両方合わせると15億6,000万円の金額が必要となり大変深刻な問題となります。

今後の方向性としては、町民に公平なサービスを維持しつつ、コスト削減を図ることでありますが、実際には大変難しい問題でございます。税金の納税者でありサービスの享受者である町民との十分な話し合いが必要でございますが、人口減少に伴う税収の減少は避けられない状態でございますので、公共施設の再配置や見直しは行政の主導により早い時期に行うべきであると思っておりますが、町としてはいかがお考えですか。

将来に向けての町の課題はこのほかにいろいろとありますが、私は以上の5点に大きな課題があると思っておりますので、町のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、大きな2番、これは防犯パトロール隊の助成についてということでございます。

この件につきましては、私は9月議会で一般質問いたしました。防犯パトロール隊以外に清掃等のボランティア活動者がいるので、防犯パトロール隊だけに慰労費の補助はなかなか難しいとの町の回答でした。私も、その後、パトロールを実施している区長にその地区の実態を聞いてみました。その回答は、新規に加入する隊員は少ないようです。また、辞めていく隊員も結構いるので、夜間のパトロールの日数を減らして、その辺を対応しているようでございます。慰労会も地区の負担で年1回もしくは2回、また、やっていないところもあるんですが、さらに商品券の配付をして慰労に報いている地区もあるようでございます。これらの経費は全て地域の町内会費から出費しているの、何とか小額でもいいから慰労費の助成をしていただければありがたいと多くの区長の意見でございました。

確かに他のボランティアのこともあり、防犯パトロール隊員だけに慰労費の助成をするのは

難しい問題であると私は理解しております。予算が厳しいのも理解いたします。そこで、提案いたしたいんですが、現在、町が助成している傷害保険の3分の2の助成を全額補助にさせていただくことはできないかということでございます。1人当たり800円の傷害保険が今掛かっておりまして、その3分の1、金額にしますと1人270円ぐらいになるんですが、お茶代程度でございますが、防犯パトロール協力者には励みになります、町のお考えはいかがでしょうか。1人270円といいましても、五百何人かいますので、約15万円位の負担になると思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

下校パトロールは小学生の下校時間に街頭で監視するという、時間に束縛されたボランティア活動です。是非御理解いただきたいと思ひます。

ちなみに、各地区に地区活動推進費が1世帯当たり450円支給されていますが、ほとんどの地区では班長手当の資金として100%使用している状態でございます。防犯パトロール隊の活動は犯罪の抑止になっていると私は思っておりますので、意味のない活動ではないと思ひますので、御理解のほどお願ひいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。お願ひします。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 猪岡議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1番の26年度以降の上里町の課題についてのうち、の人口減少による町民税の減収の取り組みについてのお尋ねでございます。

近い将来、人口減少や人口構造の変化が、全国的に税収の減少や社会保障の負担増加など、地域社会の根本的な課題となることは必至と思われておるところでございます。

上里町におきましても、日本創成会議の推計上はマイナス38.4%であり、消滅可能性都市には該当しませんが、将来人口の見通しにつきましては総合振興計画の人口推計でも減少傾向となり、平成37年頃には3万人を割り込むと予測をされておるところでございます。

人口減少の対策は、地域が活力を維持し成長していくためには必要不可欠なことであり、そのためには地域産業の活性化、町づくりなどといった観点から、地域の関係者が協力して取り組む必要があります。これまで、町づくりの観点から子育てしやすい社会の実現を目指して各小学校地域に児童館を建設し、児童館運営と放課後児童クラブの充実、子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンターの実施、各種相談事業、子ども医療費無料化の中学生までの拡大、各種乳幼児健診の充実などを行ってきたところでございます。

地域産業の活性化の観点からは、現在、上里サービスエリア周辺地区の産業団地分譲を進めており、企業の進出による雇用の創出を図り、人が移り住み、これによる法人税や住民税、固

定資産税の確保のため努力しておるところでございます。

また、平成22年に児玉郡市の1市3町が定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市である本庄市との間で定住自立圏共生ビジョンを策定し、圏域で相互に役割を分担しながら連携した取り組みも実施しております。構成市町で消滅可能性都市に該当したところもあることから、今後、共生ビジョンを改定し、定住促進についても検討していくことが確認されております。また、埼玉県では北部地域振興センターが中心となり、人口減少、少子高齢化問題の研究が始まっております。

今年度には（仮称）地域の未来を考える政策プロジェクト会議を立ち上げ議論を行い、地域ごとの政策提言を行うなど、今後、国が進める地方創生事業の実施とあわせて、具体的な事業展開を進めていくこととなっております。

御質問にありますとおり、全国の各自治体では、定住促進のため従来型の少子化・人口流出防止対策に軸足を置いた政策に加えて、地域の実情に応じた様々な取り組みがされておるところでございます。こうした事例を参考にし、自治体間の連携、民間との連携も模索しながら、町が実施できる取り組みを検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の企業誘致の取り組みについてでございます。

税収が伸び悩む状況の中で、企業誘致を積極的に進め、税収と雇用の増加を図ることは、町の活性化にとって大変重要であります。私の4期目の公約においても、積極的な企業誘致による雇用の創出を掲げており、重点施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

特に、交通アクセスの優位性が高い上里サービスエリア周辺地区の産業団地は、町が上里町土地開発公社と連携して企業誘致を進めておるところでございます。これまでに3区画の売却が完了し、今年10月には残る2区画について第2回目の分譲募集を行なったわけでございます。分譲に当たっては、上里町ホームページに「産業団地の案内」の専用ページを設け、トップページからすぐに閲覧できるよう工夫いたしました。また、土地開発公社においても企業誘致専任の職員を採用し、新たに作成したパンフレットを活用しながら、企業へのPRと情報収集に努めております。

これらの努力の結果、今回の募集期間内には、上り線側1区画に対し応募企業がございましたので、土地開発公社の依頼に基づき、企業立地審査会を開催し、町としての意見を申し出たところでございます。

これまでの誘致の取り組みを通じて、新たな工場建設を検討している企業があっても、条件やタイミングが合致するか、この点が企業誘致の難しさであると実感をいたしましたところでございます。議員御指摘のとおり、企業誘致は今後ますます自治体間の競争が激化するものと認識しております。

このような状況に対応するため、上里町では企業誘致の促進を図る目的で、条例に基づき優遇措置を設けております。立地企業に対して、固定資産税相当額を3年間、法人町民税相当額を1年度分助成するほか、町民の新規雇用者1人につき10万円を助成いたすものでございます。近隣する高崎市では、事業用地取得奨励金として用地取得費の30%を交付するなど、大変充実した奨励金制度を設けていることは把握をしておるところでございます。上里町の財政規模を勘案しますと、高崎市ほどの奨励制度を設けることは難しいと思っておるところでございます。

しかしながら、企業により関心を持っていただける環境を整備することは、企業誘致の競争に勝ち抜く上で必要不可欠なことであると認識しております。

今後もタイミングを逸することのないよう、企業の動向を根気よく把握するとともに、立地ニーズにも的確に対応できるよう工夫を重ねてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、町の成長戦略についてでございます。

町では、平成24年に策定いたしました第4次上里町総合振興計画の後期基本計画におきまして、3つの先導プロジェクトを掲げております。このうち、活力創造プロジェクトの中に、(仮称)上里スマートインターチェンジの供用開始を契機とした、町の賑わいの創出を図ることを位置づけ、施策を展開しておるところでございます。

猪岡議員御指摘のとおり、上里ゴルフ場は民間が集計した今年上半期の人気ゴルフ場ランキングに選ばれるなど、人気が高まっておるところでございます。スマートインターチェンジが開通しますと、上里ゴルフ場へのアクセスが向上し、利用者数のさらなる増加が期待されておるところでございます。

このようなことから、町担当課と運営事業者である(株)さいたまリバーフロンティアで定期的に開催している上里ゴルフ場運営検討会議において、新規施策を検討しておるところでございます。会議では、スマートインターチェンジの開通に合わせた地元特産品を使ったキャンペーンイベントの検討を進めるとともに、スマートインターチェンジからのアクセスについて、周辺施設ともあわせてわかりやすい案内表示の設置など、上里町の魅力を最大限PRできるよう検討してまいりたいと思っておるところでございます。また、地元の野菜等もコンペ等の商品やお土産等にも使っていただけるように宣伝をしていきたい、このように思っておるところでございます。私も、自ら発信役となって上里ゴルフ場を積極的にPRしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、忍保パブリック公園に遊歩道やサイクリングロードを設置して健康公園として運営することについてでございますが、忍保パブリック公園は都市計画公園「上里町烏川・神流川総合運動公園」内に位置づけられております。都市計画公園「上里町烏川・神流川総合運動公

園」の計画は、河川敷の雄大な自然環境を利用して、スポーツ・リクリエーションを楽しめる場として整備した公園と位置づけられております。

遊歩道やサイクリングロードを設置しての健康公園につきましては、各施設や拠点とのネットワーク性、沿道の風景などを踏まえて検討することが重要であると考えておりますので、各施設や拠点の位置づけ、目的、機能などを明確にした上で、その必要性を判断してまいりたいと考えております。

町の成長戦略につきましては、上位計画である総合振興計画への位置づけが不可欠であります。第4次上里町総合振興計画の計画期間が、平成28年度で満了することに伴い、平成27年度以降、新たな計画の策定の検討を進めておるところでございます。この中で、新たな町の成長戦略をどのように描いていくかにつきましても広く御意見を賜りながら検討を進めてまいりたい、このように思っておるところでございます。

次に、 の国民健康保険給付費を抑える対策についてでございます。

町の国民健康保険給付費につきましては、平成21年度につきましては18億4,200万円ほどでしたが、平成25年度につきましては22億3,300万円ほどであり、年々増加しております。国保の加入者につきましては高齢者の方や所得の低い方が多く、また、景気の低迷による国民健康保険税の収納率の低下などにより、ここ数年は一般会計からの多額の繰入金をもとに運営している状況でございます。

保険給付費の抑制に対する取り組みといたしまして、町では特定健康診査を平成20年度より実施しております。特定健診を受診することによって生活習慣病を予防し、特定健診受診後の特定保健指導を受けることによって、食生活の改善や生活習慣の見直しなどにより、病気の予防に効果があるものとして取り組んでおるところでございます。特定健診の受診率は、平成21年度につきましては28.6%ですが、平成25年度につきましては33%と、年々上がってきておるところでございます。

また、健康に関する事業の周知などを目的として、平成25年度より各種がん検診に参加していただいた方に対してスタンプラリーカードを配布し、参加していただいたスタンプ数に応じてこむぎっち関係の景品を配布しておりますが、平成26年度からは特定健診や運動教室なども含めて実施しており、健康増進につながるよう取り組んでおります。

猪岡議員御質問のスポーツ推進委員の協力を得て行う健康教室の取り組みにつきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、 の町の公共施設アセットマネジメントについての御質問でございます。

御指摘のとおり、平成25年度に東洋大学と連携して策定された公共施設白書や研究報告書から、将来、公共施設更新費用の不足、少子高齢化に伴い税収不足、社会保障関係費の増加など

が挙げられております。

アセットマネジメントの推進に当たっては、公共施設白書、第4章基本方針の6で掲げる課題として、町民に公平なサービスを維持しつつコストの削減を図る、サービスの享受者である町民との話し合いを挙げておるところでございます。

御承知のとおり、町では公共施設見直し検討委員会を平成23年度に設置し、アセットマネジメントについて取り組んでおります。平成26年度も引き続き東洋大学と連携により、公共施設に関するアンケート調査、アクションプランの策定をしておるところでございます。東洋大学で策定中のアクションプランは、大学標準モデルをベースに上里町の私設の再配置について検討をしております。平成28年度までの策定が求められている総合管理計画の素案になる計画でございます。公共施設の再配置や見直しのタイミングは計画に沿って進めるものでありますが、施設の状態によっては適宜進めなければならない場合もございます。したがって、計画と並行して個別施設の検討をしていかなければならないケースもあるわけでございます。

今年度は、老朽化が著しい中央公民館について、東洋大学の類似施設モデルに挙げられました「コミュニティセンター、勤労者総合文化センター」の複合化の可能性について、「上里町における公民館機能のあり方及び施設再配置検討プロジェクト・チーム」を設置し、調査研究をしたところでございます。

アセットマネジメント手法である見直しフローに基づいて統廃合を検討した結果、複合化が可能であり、利用者のサービスの維持が確保されつつ、廃止された施設のコスト削減がされることとなります。内容の詳細につきましては公共施設見直し検討委員会で検討され、現在、教育委員会へ意見聴取中でございますので、回答をいただいた後に議会に御報告をさせていただきますと思います。

今後は、アセットマネジメントを進める上で大きな課題であります、サービスの享受者である町民との話し合いがでございます。御理解をいただくために、公共施設白書やアンケート調査の結果などで丁寧に説明し、利用者や関係者の皆さんと十分な話し合いのもと進めてまいりたいと思います。

以上のように、再配置や見直しの検討を進めるに当たって個別に対応が必要な施設につきましては、状況に応じて基本計画との整合性を図りながら、適宜取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番の防犯パトロール隊の助成について、の助成金の増額についてでございます。

地域防犯パトロール隊の皆様には、いつも防犯に御尽力いただき、非常にありがたく感じております。最近では、新たな地域防犯パトロール団体の結成に向けての動きもあると聞いておりますが、防犯の充実が図られていくことは大変素晴らしいことではないかと思っております。

るでございます。

さて、防犯パトロール隊への助成ということでございますが、町では地域安全安心まちづくり推進事業補助金を支給して支援しているところでございます。その補助申請の内容はボランティア保険がほとんどであり、保険に限って3分の2の補助率を100%補助にしたらどうかという御提案をいただいたところでございます。

補助金要綱では、ボランティア保険だけでなく、事業に要する消耗品類も補助対象となっております。先ほど申し上げましたように、新たな団体が設立され、消耗品を必要とする団体もあるでしょうし、様々な活動で実際には費用がかかっているのに申請していない団体もあるようでございます。とはいえ、団体の活動を継続していくには大変な御苦労があるかと思えます。他にも地域でお困りになっている点、考えている点などもあろうかと思えます。まずは、各地域の防犯パトロール隊の活動の状況を区長会を通じてアンケートをとらせていただき、実態を把握し、いろいろな意見を聞いてみたいと思えます。その上で、補助金の見直しが必要かどうか判断させていただきたい、このように思っておるところでございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 猪岡壽議員の1の 国民健康保険給付費を抑える対策についてのうち、スポーツ推進委員の協力を得て行う健康づくり教室開催の取り組みについての御質問にお答え申し上げたいと存じます。

教育委員会といたしましては、各種スポーツ、リクリエーションの振興を通して健康・体力づくりを現在進めておりまして、町民の健康年齢の増進に努めているところでございます。昨年は、日本女子体育大学の御協力をいただき、健康体操のこむぎっち体操を作成し、町民体育祭やふれあい祭りでお披露目をいたしました。その後も、町内のスポーツ・リクリエーションの大会や各種団体の行事、公民館利用団体の活動時などに取り入れていただけるよう普及を推進しておるところでございます。

また、手軽な健康づくりとしてのウォーキングをより多くの町民に親しんでいただけるよう、町内に幾つかのウォーキングコースを策定し、起点となる場所にウォーキングの効果などを表示した啓発看板を設置し、それぞれの目標に合ったウォーキングに取り組めるよう準備を進めているところでございます。

新たな取り組みといたしましては、上里町スポーツ推進委員をはじめとする各団体の御協力をいただき、効果的なウォーキングを周知するための講習会や教室を、忍保パブリック公園などを利用し定期的を開催できるよう取り組んでまいりたいと、現在考えているところでござい

ます。

また、その際の休憩場所として、上里ゴルフ場クラブハウスのレストランや浴場の有効利用についての御提案をいただきましたが、施設の利用についてはゴルフ場利用者と教室参加者との錯綜等の問題もありますことから、運営事業者であります株式会社さいたまリバーフロンティアの意見も伺いながら、可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

今後も様々なスポーツ、リクリエーションの振興を通して、町民の健康年齢を引き上げ、国民健康保険給付費の抑制に寄与してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（植原育雄君） 4番猪岡 壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） それでは、質問させていただきます。

また、この質問は1番と2番、人口の減少と企業誘致、両方重なる質問だと思うんですが、鶴ヶ島市というのが埼玉県の中ほどにあると思います。この間の新聞で、鶴ヶ島市が企業誘致と絡めた持ち家取得奨励制度を雇用促進条例とあわせて市議会に提案して、11月26日の議会に提出して、それがこの間私が電話で聞きましたら承認されたということで、1月1日から施行されるということになっています。その内容は、鶴ヶ島市内に今後立地する企業が市民を新たに雇用したり、従業員が市内に転入した場合、1人当たり30万円を企業に交付するということです。また、立地企業の従業員が市内に住宅を取得した場合は、1世帯当たり50万円を個人に交付するという内容の制度だというふうに話を聞いております。この間電話をしましたら、鶴ヶ島市内ではそれが条例として承認されて、1月1日から施行するということになっておりますが、先ほど町長の答弁で1人当たり10万円を企業に渡すということであると聞いておりますが、町内に移住された個人の方にも何かこういった制度がとればなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど私のほうからも申し上げましたけれども、企業が進出してきて地元の上里町の皆さんを従業員として使った方に対しましては、10万円の補助金を出すということでございます。

今、猪岡議員のほうから鶴ヶ島市のお話をいただいたところでございますけれども、新しく住宅を上里町に求めてきた方にも補助金を出したらどうだというようなお話をいただいたところでございますけれども、上里町もそういった方にも補助金制度が出せるかどうか、今後、少

し研究をしてみたいと、そのように思っておるところでございます。

いずれにしましても、そういった先進地で決められたことを参考にいたしまして、上里町がどの程度できるかどうか、そういうことも研究をしてみたい、このように考えております。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） 猪岡です。

次に、2つ目の課題の質問でございますが、我々も企業誘致につきまして勉強会をさせていただきまして、その中で一番企業誘致に大事なことというのが幾つかございまして、その幾つかをちょっと述べさせていただきますと、なるべくトップで対応する、要するにトップセールスを行うと。町長のほうはいろいろ動いていただいていると思うんですが、やはり町のトップがちょっとした興味のある企業があったら、そこに町長が出向いていただくというのが一番ではないかなということをお私に思います。

それから、窓口を固定するという事です。これは総合政策の今度は石原さんですか、来て担当されるということでございますので、例えば興味のある企業から電話等で町に問い合わせがあった場合、その質問等は全て総合政策のほうで担当者が担当するという事で、この質問はこっち、あっちだというふうにたらい回しにしないということが一番大事な事であるというふうに聞いております。

それから、3番目といたしまして、アドバイザーをたくさん作ると。町長も先ほどいろいろな方に周知してもらっているというふうなことを言っておりますが、やはり地元出身の有名人、あるいは地元出身の企業の役員の方にこのパンフレット等を持って行って、そういった人たちは必ず異業種交流会とかいろいろなところに顔を出しておりますので、何かの時に上里町にこういう所があるよということを、さらに知らしめていただければなというふうに思います。

それで、企業をやっている社長さんなんかは故郷に錦を飾るということが一番頭に置いているのではないかなというふうに思いますので、そういった人が紹介して、例えば本庄の人ですかそういった出身の方が上里に来ていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

本庄のカインズホームなんかは、本庄が深谷の出身の土屋さんという方でございますよね。それから、沖電気工業の何代か前の社長が兎玉の出身ということも聞いておりますので、そういったところから何かいいものが出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 最初に、トップセールスをしたらどうかというようなお話をいただいたわけですが、皆さんも既に御存じだと思いますけれども、首長が企業に対してトップセールスをするということは、町の熱意を伝えていくという面においては非常に大事であろうと、そういうふうにも思っておるところでございます。

一昨年、大阪で開催されました埼玉県主催の企業立地セミナーにも、私も自ら参加をさせていただきまして、上里町の立地条件のよさ、そういうものもPRをしてきたところでございます。私も、あちこちの企業さんにトップセールスということで、今年も各企業さんのところへ、今、企業訪問という形の中で企業訪問をさせていただいておるところでございます。

つい最近ではございますけれども、児玉工業団地会の企業さんを2社訪れました。その前にも3社町内の企業さんにお邪魔をしまして、上里町の企業誘致に向けて、こういった立地条件のいいところがありますよ、是非皆さんのところだけではなくても、関連している企業の皆さんが、もしそういう申し出があるようでしたら是非お願いをしたいということで、一生懸命やらせていただいております。

また、2番目の質問の窓口の一本化についての御質問でございますけれども、上里町周辺の地区の産業団地の分譲につきましては、土地開発公社が企業からの照会に対応しておるところでございます。分譲後の相談につきましては、今年度町内で調整を図りながら産業振興課を一義的な窓口としまして、必要に応じて関係部署と一緒にやって対応をしている状況でございます。

また、企業アドバイザー、そういう形の中でしたらどうだというお話をいただいたところでございますけれども、確かに人脈が企業誘致を成功させることということもあるわけですが、御提案いただきました今後の方策を伝える中で研究をしていただくと同時に、先ほど猪岡議員のほうから御提案がございました、企業の役員というお話もいただきましたけれども、そういう皆さんにも上里町の立地条件のよさをアピールして、企業誘致に向けてアドバイスをさせていただけるようお願いをしていきたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 4番猪岡 壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） 猪岡です。

次に、3番の成長戦略のところちょっと質問させていただきます。

先ほど町長の回答の中にもありましたけれども、平成27年12月にスマートインターチェンジができるということで、そこから上里ゴルフ場、あるいは忍保パブリック公園に行く人がかなりいると思います。

それで、私、この間ちょっと話を忍保の区長さんから聞いたんですが、今、忍保パブリック

公園でソフトボールですとか野球の試合を結構やっていらっしゃるんですよね。ただ、その道がわからないということで迷っている人が結構いるということなんですよ。ですから、17号のところにも掲示板を立てる、あるいはスマートインターから上里ゴルフ場、あるいはパブリック公園にはこういった順序でということで、掲示板を幾つか設置していただくのが、よりわかりやすくいいのではないかなと思います。その点どうでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 来年スマートインターが12月までにオープンするわけですが、それに合わせてゴルフ場やパブリック運動場の案内板を、スマートインターのところからずっと案内板をつけさせていただく、そういうことで今検討をしておるところでございます。

議長（植原育雄君） 4番猪岡 壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） それでは、次に、4番のところなんですが、健康講話とかそういったものを開いたらいいのではないかなというふうに私は質問させていただいたんですが、その中で生きがい講師団「彩講会」というのがございまして、いろいろな講演とか講話をしてくれる、値段も安くしてくれる、そういう団体があるらしいんですよ。講義内容といたしましては、生きがい、生き方、それと健康、福祉、介護、それから社会制度、家庭、経済、地域活動、文学、歴史、それから趣味、演芸、リクリエーションと、こういったもので幅広く講義する人がいろいろいるらしくて、費用もかなり安くしてくれるらしいんですよ。私もパンフレットをもらってきているんですが、後でちょっと差し上げますので、参考にしてこういったところに声をかけてやってもらえればというふうに思って、人権問題につきましては年に2回ぐらい講演があるんですけども、これからは健康の講演といえますか、これが一番大事だと思いますので、この点をひとつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 健康講話の方を落としてしまって申しわけございません。健康講話は、確かにスポーツするだけではなくて、基本的なことを考えていただくことから、健康寿命といいたいでしょうか、健康年齢を高くしていくということは大変重要だと思います。

現在、公民館の中で、せせらぎ大学等をやっておりますので、その中でもやはり健康的な観念の講話、いわゆる教室等も開かせていただいております。先ほどの彩講会ですか、という講師団がある、大学の関係ですよ、そこからの講師団が結成されたというのも伺っております。そんなところからもうまく活用しながら、健康年齢を高めるための講話づくりも健康保険課と

当部と連携をとりながら進めていけたらなというふうに思っております。

以上です。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時40分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） こんにちは。議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき、一般質問を行います。

1、教育委員会改革等について、2、高齢者負担軽減策について、3、小型家電の回収についての3点について順次質問をさせていただきます。

1、教育委員会改革等について。

教育委員会制度を定める法律が、今年6月、半世紀ぶりに見直しをされました。今回の改定に当たっては、当初の自民・公明提出案では教育委員会そのものを廃止する方向でしたが、参考人の意見でも危惧や懸念が表明され、広範な人々の反対もあり、教育委員会の廃止は見送られました。

教育長は、教育委員会制度が残ったことに対し、どのような見解をお持ちでしょうか、まずは伺いたいと思います。

保護者・子ども・教職員・住民の教育問題の要求に応え得る教育委員会の活動保障と処遇改善についての考えをお聞きいたします。

教育委員会制度は残りましたが、今回の改定には首長任命の教育委員長を兼任する新教育委員長が特別職となります。首長に教育大綱制定権が与えられ、首長と教育委員会との総合教育会議が設置されるなど、首長の関与が強まる3つの仕組みが加わりました。しかし、国会での審議も含め明らかになったのは、教育委員会が最高の意思決定機関であるということでした。

教育委員会の廃止を踏まえた半世紀ぶりの議論の結果、残った教育委員会制度ですので、今後、教育委員会が必要ないなどと言われぬように活性化させていくことが重要だと考えます。学校現場の実態を把握したり、保護者や住民に対しアンケートを行ったり、校長会を開くなど、幅広く意見を聞く機会を設ける努力が求められると思います。そのためには、必要な教育

委員の方々に仕事場としての机を用意するなどの処遇改善が必要と考えます。

上里町においては、現在の教育委員長の任期が終了したときに新制度に変わるわけですが、その前であっても現在の中で教育委員会としてやれることがあるのではないかと考えます。基本的な要求をつかむ取り組みは、現在行っておられるのでしょうか。

教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を照会していない教育委員会は、都道府県・指定都市で83.3%、その他の市町村で62.3%、校長会等の意見交換を行っていない教育委員会は、都道府県・指定都市で48.5%、その他の市町村で69.4%、世論調査やアンケートなどを実施していない教育委員会は、都道府県・指定都市で68.7%、その他の市町村では89.5%とのことであります。

上里町では、こうした問題についてどのような取り組みを行なってきたのでしょうか。また、今後どのような取り組みを行っていかうとお考えでしょうか、お聞きしたいというふうに思います。

教育委員会会議の活性化と公開についての考えを伺います。

教育委員会の会議の公開ですが、現在傍聴者は稀のようであります。傍聴しやすい会議日程の公開や時間帯の工夫とあわせ、直接傍聴できなくても議事録を公表するなど、住民に広く公開することで活性化することになると考えますので、お聞きしたいと思います。

多様な民意を反映できるような委員の任命方法について、これは町長にお尋ねいたします。

今回の改定では、首長の教育行政への関与が強まるようになっていますが、こうしたところで歯止めをかける必要があると思います。教育委員をお飾りにしないためにも、一般の見識だけでなく、より教育に深い関心を持っている方、また教育を職業にしている方、あるいは保護者、また一党一派に偏らない、そうした人事を行うことが重要と考えます。町長の考えをお聞きしたいと思います。

現場の教員の実態と課題について。

これは教育委員会制度とは直接関係がありませんが、教育現場における過密カリキュラムのもとで学習している子どもたちや、教員の実態と課題について把握していることと、今現在の課題がありましたら伺いたいというふうに思います。

文部科学省の13年度版白書によりますと、公立学校教員の病気による休職者数は、2007年度以降8,000人を毎年超えてきております。うち精神疾患の休職が5割を占めているわけであり、また町内の実態はどうなっているのでしょうか。1学級の人数についても、民主党が政権をとったときには、段階的に全学年を35人学級にしていくという方針が打ち出されましたが、自民政権のもとで現在実現している1年生と2年生については県対応ですが、実現してきました35人学級を逆にもとの40人学級に戻そうという発言も出てきています。そうした動きに対す

る現場の反応について伺いたいというふうに思います。

2、高齢者負担軽減策について。

介護施設利用者の補足給付・75歳以上の医療保険料軽減特例廃止などの高齢者負担増についての見解と対策について伺います。

後期高齢者医療制度が始まった後、2014年度から、70歳から74歳の窓口払いが1割負担から2割負担に引き上げられました。さらに、来年度は介護保険料が改定されます。引き下げていただきたいわけですが、多分、今現在よりも値上げされるのではないかとということが想定されるわけであります。2015年8月施行で、低所得者の負担軽減策として住民税非課税世帯に対し行ってきた介護保険施設の食費、居住費の補助、いわゆる補足給付が、預貯金が一定額以上あれば打ち切られることになりました。また、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療保険制度でも、所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針も出ています。これにより、加入者の半数以上の865万人が負担増となる見通しです。

高齢者の収入源である年金給付は切り下げられてきている中で、消費税も4月から増税されました。10%の増税は見送られたものの、住民負担は増える一方であります。経済的理由によって通院を控えることで重症化することを防ぎ、必要な医療を受け、健康管理ができ、健康寿命を延ばすことこそが求められているのではないのでしょうか。長生きが辛くなるような改悪に対し、国に対ししっかり意見を上げる必要があると思いますが、住民の高齢者負担について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

3、小型家電の回収について。

上里町においては、小型家電リサイクル法が施行された今年度から小型家電の回収が始まりました。方法としては、役場常設の小型ボックスでの回収と、年2回の住民の持ち込みによる回収です。

そこで伺いたいのは、今年度実施の小型家電持ち込み回収の実績と、常設のボックス回収の実績についてであります。持ち込み回収については大変な量が集まったと聞いています。何品目の家電がどれほど集まったのか、また、その引き渡しはどのような業者に引き渡され、どのような有効活用が図られたのか伺いたいと思います。

また、今年初めて実施したわけでありますので、今後の課題、見直すべき点はどうか、大変な量の持ち込みがあったというふうに聞いていますので、回数を増やす考えはあるのか、または集める場所を分散する、そういう考えはあるのか伺いたいというふうに思います。

次に、小型家電回収で不法投棄への影響について伺います。

小型家電の回収が始まり、こんなに大量に回収されたにも関わらず、相変わらずテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機など家電4品目の不法投棄は変わっていないようで

す。不法投棄がなぜ減らないのか。

2001年4月に施行された家電リサイクル法は、製造メーカーにリサイクルを義務づけましたが、消費者が使用済みの対象品目を引き渡す際に、一定の料金が必要となる制度であります。企業の立場優先で、処理段階で消費者負担が発生する方法は、家電リサイクル法制定時から問題視されていたところですが、拡大生産者責任の制度化が必要ではないでしょうか。不法投棄の運搬処理のために大事な税金が使われてまいりました。そして、現在も使われています。

家電リサイクル法以降の不法投棄の実態と課題について伺って、第1回目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

1番の教育委員会改革等について御質問の中で、私に求められた質問は4番の多様な民意を反映できるような委員の任命方法についてでございます。

教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、上里町議会の同意を得て任命いたしておるところでございます。教育委員には、単に一般的な識見があるということだけではなく、教育に関する深い関心や熱意が求められるところであり、例えばPTAや地域の関係者、学校運営協議会の委員、スポーツ・文化の関係者や、教育に関する高度な知見を有する者を含めることなど、教育委員会の委員たるにふさわしい幅広い人材を得ることも必要であると思っております。

教育長の事務執行をチェックするという委員の役割も鑑み、適切に人選してまいりたい、このように思っております。

次に、2番の高齢者負担軽減策についてのお尋ねでございます。

の介護施設利用者の補足給付・75歳以上の医療保険料軽減特例廃止などの高齢者負担増についての見解と対策についての御質問でございます。

沓澤議員の御質問のとおり、国は、超高齢社会を迎えることにより、社会経済情勢の変容による年齢ではなく負担能力に応じて負担し、支え合い、全ての世代が相互に支え合い、必要な財源の確保をするということとしておるところでございます。

高齢者の負担増では、後期高齢者医療制度の低所得者への保険料軽減特例措置の見直し、介護保険制度の一定の所得のある人の自己負担割合を1割から2割に引き上げることや、施設入所者向けの補足給付、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、食費や住居費の見直しを行うとしておるところでございます。

補足給付につきましては、要介護1から要介護5の人が介護保険の施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1割、住居費、食費、日常生活費が自己負担となっていますが、低所得者の人の施設利用が困難とならないように、申請により住居費、食費の負担限度額が決まっております。自己負担の限度額を超えた分は介護保険から給付されております。

町の平成26年10月31日現在の介護保険の要介護（支援）の認定者数は969人で、補足給付の対象となる人は、利用者負担段階の第1段階（本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者）、第2段階（本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で、合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の人）、第3段階（本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で、利用者負担段階第2段階以外の人）となっております。

補足給付の平成26年10月31日現在の食費、居住費に係る負担限度額の認定数は、第1段階では8人、第2段階では96人、第3段階では40人の合計144人、金額で4,600万円と見込んでおるところでございます。

国の補足給付の見直しの考え方では、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金等を保有するにも関わらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であるということから、資産を勘案する等の見直しを行うこととなっております。平成27年8月から一定額超えの預貯金等（単身では1,000万円超え、夫婦世帯では2,000万円超え程度を想定）がある場合には対象外となっております。配偶者の所得は施設入所に対して世帯分離が行われていることが多く、配偶者の所得は世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外となっております。また、非課税年金収入についても、平成28年8月から補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金である遺族年金、障害年金も勘案することになっておるところでございます。

補足給付の見直しにより施設利用の継続、病院の医療費の支払いができるかとのことでございますけれども、国の平成21年度全国消費実態調査では、収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2,000万円以上の世帯の占める割合は約8%の見込みとなっており、上里町では国より低い数字ではないかと思っております。

町といたしましても、補足給付の見直しにつきましては、国の制度に基づき実施してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと考えておるところでございます。

次に、75歳以上の医療保険料軽減特例廃止などの高齢者負担増についてでございますが、後期高齢者医療制度は老人保健制度が改正され、平成20年度から実施をしているところでございます。

この後期高齢者医療制度では、制度施行に当たり低所得者層の保険料の軽減措置として、均等割を所得に応じ7割、5割、2割軽減することとなっておりますが、特例として7割軽減を収

入に応じて9割、8.5割に軽減し、所得割についても収入に応じて5割軽減をしておるところでございます。また、被用者保険の被扶養者の方が年齢到達で加入した場合、均等割5割軽減のところを9割軽減となっておりますところでございます。

町の平成26年度の保険料軽減措置者数は、9割軽減で713人、8.5割軽減で534人、5割軽減で246人、2割軽減が215人、被扶養者の9割軽減が249人で、被保険者数2,905人のうち1,957人の方が軽減措置を受けている状況でございます。金額にして6,300万円ほどの軽減額となっております。国では、この特例措置を段階的に廃止し本則に戻すことを検討しているところでございます。

町といたしましては、今後、超高齢社会の到来により、社会保障制度を維持していくためには高齢者の方の負担の見直しも必要なことと思われ、国の動向を見据えながら対応していかなければならないと考えております。

しかし、沓澤議員の御質問のとおり、特例措置が廃止された場合には被保険者の負担増となってまいりますので、低所得者層の軽減措置の特例を継続するよう、町村会等を通じて国・県へ要望してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3の小型家電の回収についてでございます。

の今年度実施の小型家電持ち込み回収の実績についてでございますが、今年度の新規施策である小型家電の無料回収については、5月と10月に役場東側駐車場を会場として2回実施したところでございます。5月は22トン、10月は14トンほど回収することができ、担当課からの報告によりますと、持ち込まれた町民の方々から、家庭に溜まっていた家電製品が一掃できて助かったなどの御意見が多く寄せられたと聞いており、町民の皆様に非常に好評であったと感じております。主な回収品目は、パソコン、扇風機、ストーブ、オーディオ及びビデオの再生機器でありました。

次に、常設のボックス回収の実績についてでございますが、主な回収品目はノートパソコンが最も多く、次いでビデオデッキ、DVDプレーヤー、携帯電話などがありました。携帯電話につきましては、職員が回収時にせん孔機で穴あけ、ノートパソコンについてはハードディスクの取り出しを行って、データ情報の保護に努めておるところでございます。

今年度実施の小型家電の持ち込み回収につきましては、廃品回収業者に引き渡しをされております。神川町の鈴徳、上里町はとくに課題や問題はなかったと聞いております。大変多く集まったと思っております。

回収の回数につきましても、回収についてのスペースや場所なども限定されるので、2回で妥当であると考えておるところでございます。

次に、の小型家電回収で不法投棄への影響についてであります。町で把握している町道、

河川内への不法投棄の状況は、今年度の11月末時点で14件となっており、例年と比べて減少傾向であります。主な品目はテレビ、冷蔵庫、タイヤなどがございます。その他、件数に含まれていない乗り捨て放置自転車などもありますので、一概には言えませんが、小型家電の不法投棄の割合は決して多くなく、小型家電回収の実施前後の不法投棄数にも大きな変化がない状況でございます。不法投棄に関しましては、町外の者が捨てていくケースも考えられますので、残念ながら小型家電回収によって不法投棄の減少に直結するわけではないと考えております。

議員お尋ねの家電リサイクル法の見直しについての国の働きかけでございますが、家電リサイクル法は、一般家庭や事務所から排出された家電製品5品目を対象に、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律でございます。法では、家電小売店に収集・運搬の義務を、家電メーカー等にもリサイクルの義務を課し、家電製品を使った消費者（排出者）がそのための費用を負担するという役割分担により、循環型社会を形成していくこととなっております。

家電製品によっては使用期間が10年以上の長きに及ぶものもあるわけでございます。議員御指摘のように、商品買い取り時にリサイクル料を徴収することなどを想定した場合、家電を廃棄するときに販売店が存続しているのかという問題などもあるかと考えておるわけでございます。

法制度についての国への働きかけにつきましては、地域の実情などを鑑みて、どのような制度設計が望ましいのか研究しながら、必要に応じて対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 沓澤幸子議員の1、教育委員会改革等についてのうち、私に対する御質問に順次お答え申し上げたいと存じます。

まず、教育委員会制度が残ったことについての見解についてでございます。

昭和23年に教育委員会制度が創設されて以降、地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進と地方公共団体の責任の拡大を論点に、幾度か改革が行われてまいりました。今回の改革は、教育委員会制度の廃止を含む様々な議論を経て、執行機関としての教育委員会を維持しつつ、首長や教育長の権限を強化することで、責任の明確化と政治的中立性、安定性、継続性の両立が図れたものであると考えております。これにより、新教育長は教育行政の責任者であることが明確化され、身の引き締まる思いがいたしておるところでございます。

重大事案が発生した場合は、町長と連携し迅速に対応することが確保され、また、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、長による大綱の策定が義務づけられるなど、長の教育行政への関与が明文化されたことは、教育に関する意識の共有化を図る上で意義あるものと思っております。

しかし、義務教育機関の一貫した教育方針を安定的に実施するために、教職員の人事、教育課程、教科書採択等については、政治的中立性を確保するため長の関与が排除されております。このように、従前の教育行政の尊重すべき点を維持しながら、住民に開かれた教育委員会であるよう各委員と協力して努力してまいりたいと考えております。

次に、保護者・子ども・教職員・住民の教育問題の要求に応え得る教育委員会の活動保障と処遇改善についてでございます。

まず、教育委員の活動ですが、政治的中立を確保するため、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動をすることは禁止されているものの、特段の定めは今までありませんでした。今回の改正により、職務遂行について教育基本理念や大綱に則し、児童・生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期し、教育行政の運営に当たらなければならないことが新たに規定されました。また、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定における委員の役割は重要であり、さらに、新教育長の事務執行に対するチェック機能を新たに有することから、幅広い識見と様々な教育に関する情報を確保することが必要となってまいります。

そこで、第1に、教育委員の資質向上が必須となるため、各教育委員の研修の充実を図りたいと考えております。第2に、積極的に学校や公民館と社会教育施設等の訪問を実施したり、学校や教育委員会事務局に寄せられた意見を教育委員会会議で紹介したり、アンケートの実施や意見交換会を開催するなど、住民の民意を反映できるような活動を検証してまいりたいと考えております。

次に、教育委員の処遇改善でございますが、活動しやすい環境整備は必要とは考えるものの、現段階では教育委員会事務局を活用いただければと考えております。しかしながら、今後における改善の必要性の有無については、町長と連携を図りながら慎重に判断すべき事項であると考えております。

次に、教育委員会会議の活性化と公開についてでございます。

教育委員は十分な情報を持たず、事務局案を追認するだけで実質的意思決定を行っていないとして、教育委員会会議の形骸化が問題視されておりましたが、今回の改正により、教育委員の定数3分の1以上から付議すべき事案を提示し、会議招集請求を行うことが可能となりました。教育委員会会議への積極的な関与が実現したわけでございます。さらに、教育長が委任さ

れた事務の管理・執行状況を教育委員会へ報告する義務を規定することを可能とし、会議の活性化が図られることになりました。

公開については、会議の透明化の観点から会議録を作成し、ホームページ等を活用した公表が努力義務とされ、また、より多くの住民が会議を傍聴できるようにする工夫が求められるようになっております。つまり、会議の開催時間や場所等の決定について、固定観念にとらわれず、より民意を反映できる方法は何かの判断に基づいた弾力的な運営が求められることになりました。

現在、上里町教育委員会では、町のホームページを活用し教育委員会の開催情報を発信しており、希望があれば傍聴できる環境となっております。今後は、住民に対し開かれた教育行政を推進できるよう、掲載すべき情報の検証を行っていきたいと考えております。

最後に、現場の教員の実態と課題についてでございます。

初めに、教員の实態についてお答え申し上げます。

文部科学省が3年ごとに実施する学校教員統計調査（中間報告）によりますと、鬱病などの精神疾患が理由で退職した教員は、平成21年度と平成24年度を比較すると、18人多い1969人となっております。特に中学校は30人増加しております。公立小中高校などの精神疾患による休職教員は、平成23年度が5,274人、平成24年度が4,960人と、年間5,000人前後の高水準が続いております。

上里町の状況についてのお尋ねでございますが、平成24年度より平成26年度で精神疾患による休職者、退職者はございません。また、8日間以上の病気休暇を取得した教員は、平成24年度は4名、平成25年度は7名となっております。有給休暇である年次休暇においては、小・中学校の平均使用日数は、平成24年度は11.0日、平成25年度は10.6日の取得状況となっております。

次に、課題についての御質問にお答え申し上げます。

今年の6月、経済協力開発機構（OECD）の国際教員指導環境調査の報告があり、対象となった中学校教員の仕事時間は平均で週約38時間、日本の教員は週約54時間で、調査対象34カ国地域の中で最も長い結果が出ております。

上里町の中学校におきましても、放課後、毎日部活動の指導を行っておりますので、学級事務や授業準備が部活動終了後となり、OECDの仕事時間の調査結果と同じような傾向が見られております。このような状況を踏まえ、埼玉県では平成24年度からノー会議デーの実施や文章事務の効率化などに取り組み、仕事時間を少なくする方策をとってまいりました。

上里町でも各小学校では原則水曜日を定時退勤・ノー残業デーを設定して実施しております。しかしながら、学校では児童・生徒の下校後に限られた時間の中で学級事務や採点事務、職員

会議や指導力向上のための各種研修会、さらには、次の日の授業の準備を行うため、勤務時間外にもろもろの仕事を行っているのが現状であります。

このような多忙でゆとりのない勤務状況をさらに少しでも解消する目的で、埼玉県では平成26年度の10月から、毎月21日を「ふれあいデー」として、定時退勤を推奨しております。上里町教育委員会といたしましても、校長会等を通じて定期的な定時退勤を推奨するとともに、各学校の実態に応じて「ふれあいデー」の実施を指示しております。

今後も学校の多忙化解消に取り組み、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの指導に自信と誇りを持って取り組める環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、35人学級から40人学級への御質問でございましたけれども、これは現在では一部の報道というふうに捉えております。現在、財務省と文部科学省が折衝中でございますので、今後の動向を見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で終わります。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきたいと思えます。

今回、教育委員会制度そのものを、いわゆる余り活動されていないから必要ないのではないかという、そういう提案の流れだったと思うんですね。ですけれども、やはりそうではないと、教育委員会は一貫して一定の政治に関与されずに義務教育を推進していくためには、教育委員会が必要だということで残されたわけでありまして。そういうことからして、教育長も歴史的背景を踏まえて、そのように捉えていることはありがたいなというふうに思います。そういう立場に立って、ではそういうことが二度と言われぬように教育委員会を活性化していく、そのための手だてが必要ではないかなというふうに思います。

教育委員長さんも、先ほど研修を充実したり現場に足を運んでもらったりということをおっしゃられました。私もそのことが非常に重要ではないかなというふうに思います。会議が開かれて、現場を知らずに提案されたら、それを鵜呑みというのでしょうか、意見も言えずにただ承認をする、そういう流れの中で形骸化が指摘されてきたというふうに思います。だから、現場をよく知り、住民または保護者、教員、子どもたちの要求を捉えていく活動が何よりも重要ではないかなというふうに思います。

そのためには、ある一定の事務をこなしていくためのテーブル、ないし事務処理、聞いてきたことをまとめるとか、そういう場所も確保されて、形から入るといのはおかしいかもしれないんですけれども、やはり仕事をしていく、その準備ができる体制を整えていくということも重要ではないかなというふうに思っていますので、その辺については予算も伴うことでもあ

りますので、町長のほうにも御意見を伺いたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 処遇改善としての非常勤である教育委員さんの執務室や机、パソコンなどの事務機材を含むスペースについては、その必要性や庁舎内のスペース利用や非常勤であることなどの理由により、慎重に考えていかななくてはならないと、そのように思っておるところでございます。課題として捉えていきたい、このように思っております。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 教育委員さん方のやはり識見といいましようか、資質といいましようか、現場をどれだけ知ってもらうか、知っているかということが教育委員会の中での発言の重要な要素になってくるかなというふうに思っております。

今までも定期的な学校訪問とか各種学校の行事等には、積極的に教育委員さん方には参加していただいておりますけれども、さらに期間を定めずフリーな段階で教育委員さん方には学校へも入れる、そんな環境を学校長等に支持しながら進めてまいれたらなというふうに思っております。

また、保護者の皆さん方の意見等は、地域で活動する中でいろいろな場面で聞く機会があるのではないかなと思っておりますので、それらも教育委員会のほうに寄せていただくという、そんな機会も設けられたらなというふうに思っております。

もう一つは、総合教育会議の構成メンバーは、首長、それから教育委員、私も含めた、教育長も含めた教育委員が一堂に会して意見交換をする、調整会議を開くということになっておりますので、この場面でも教育委員さんが住民の皆さん方の声を聞いていないと、やはりお話ができないだろうなというふうに思っておりますので、これからはそのような形を教育委員さん方にもお話をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非任命された教育委員さんが公に活動できるように整備していただければなというふうに思います。

それで、今度は首長に教育大綱、これは作らなければいけないという義務づけになってくるわけでありまして。こういう首長がかなり権限を持っていくわけでありましてけれども、国会の議

論の中では、教育委員会が認めなければ、それは首長が書いても守らなくてもいいという、そこまで議論はされたわけなんでありますけれども、せっかく作る大綱でありますので、そういうところにも十分教育委員さんの意見を踏まえた、首長が一方的に定めることがないように、関根町長においては大丈夫だと思うんですけども、今後のこともありますので、教育委員会も認めていくようなものにしていただきたいというふうに思っていますので、その辺についての考えをお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 大綱につきましては、上里町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであることから、総合教育会議の中でしっかりと調整して策定してまいりたい、このように考えておるわけでございますけれども、私どもが強制をするようなことは全くない、そういうふうに考えておるところでございます。尊重してまいりたい、そのように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 前後しますけれども、今度は の教育委員会会議の活性化と公開についてでありますけれども、今現在もホームページで会議の日程が公表されているわけなんですけれども、ホームページというのは限られた人しか見ませんし、やはりもっと開かれた形での公表の仕方、今現在、傍聴者は本当に少ないのではないかなというふうに思うんですね。

今後、時間帯にも束縛されずに傍聴に来ていただけるように工夫をしていくという考えが述べられて、大変ありがたいなというふうに思っていますけれども、それでもなかなか足を運んで傍聴ということは厳しいと思います。それなので、議事録をしっかり作って公表していく、それはホームページもさることながら、やはり文章的な公表もあわせて必要ではないかなというふうに思っていますので、その辺の考えについて伺いたいと思います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 今、お話があったように、基本的には多分ホームページでの公表が主たるものになるかなと思うんですね。月一遍の教育委員会会議の会議録をペーパー上で公表するというのは、大変困難な部分が出てくるのではないかなというふうには思っております。

したがいまして、現時点ではホームページ、フェイスブックまで入れられるかどうかというのは、これから検討はしてまいりたいというふうには思っておりますけれども、できるだけ多くの皆さん方に知ってもらえる会議の状況を出していきたいなというふうに思います。

しかしながら、会議の中にはかなり秘密、個人情報を含んだものもございますので、どこまでを公開とするかということも、あわせて検討しなくてはいけない分野かなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 確かに秘密の部分もあると思いますので、その辺は配慮しながら、できるだけ具体的な内容を公表していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど一般的な全国的な状況で報告いたしましたけれども、今現在の教育委員会の会議は、学校や事務局に寄せられた意見等を委員会に報告しているかだとか、校長会の意見交換だとか世論調査やアンケートの実施など、今後としてはどのように考えておられるでしょうか。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） これも委員との意見交換をしながら、どのようなことを住民の皆さんから意見聴取すべきなのか、例えば給食費の問題等はもう既にアンケートをとったり、それからフッ化物洗口についても意見聴取をしたり説明会をしたり、あるいは学校との協議をしたりという形で、教育委員会が一方的に物を進めるのではなくて、やはり現場の意見や意向も聞きながら、いかにしたら教育効果を高められるのか、子どもたちの学力向上にどうやったら結びついていくのかということを中心に考えながら、様々なことを考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） にも関連することでありましてけれども、上里町においては幸い鬱病等による退職であるだとか休職はないようでありまして安心いたしました。しかしながら、勤務実態は大変厳しいという報告であります。こうしたことがなぜ起こっているのか、その原因というのは上里町だけでは変えられない問題ではあると思いますけれども、それを全国的に見た場合に、これだけの鬱病だとか体調を壊して、教育を目指して教員になられた先生たちが辞めていかれる現状があるわけでありまして、その根は非常に深いというふうに思っています。

上里町では変えられない問題ではありますけれども、これから全ての全国の教育委員会がこのように教員の声、町民の要望、保護者・子どもたちの声を聞いていったときに、解決すべき

課題というのは出てくるのではないかなと思いますけれども、教育長としてはどこに一番大きな課題があるというふうにお考えでしょうか。

私は、子どもたちから、お年寄りはいいなという言葉聞いています。その理由は、暇だからいいと言うんですね。もう勉強、勉強ばかり、早くお年寄りになりたいと。何か切なくなりますよね。この実態を、こういう声が子どもたちから出る現状、世界的ないろいろな指標から見ましても、日本の子どもたち、将来に対して希望が持てない、自分に自信がない、いつもトップですよね。そういう現状、その理由、教育長はどこにあるとお考えでしょうか。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 大変難しい問題を今投げかけられたわけなんですけれども、教員の勤務体系が忙しいというのは裏腹なんです。裏腹な部分がございます。要するに子どもたちの生活、学校での学力向上ですとかそういうことに没頭すればするほど、教員の勤務時間は多くなる、これは比例してまいります。

もう一つ、先ほど精神疾患による休職者、退職者がいるという話が国のほうで出ていますけれども、これは必ずしも労働時間、勤務時間とは比例をしておりません。逆の面もございます。いわゆる地域から過大な要求が来たために、悩んで辞めていく教員もいます。実際に新しく採用された教員の中にも、それに耐えられなくて辞めていった教員も埼玉県内にもおりますし、全国的におります。ということは、教育問題そのもの、教育のあり方そのものをもう少し考えなくてはいけないのではないだろうかというふうに、私自身は個人的に思っています。

勤務時間云々を議論する前に、保護者と教員との関係、教員と児童・生徒との関係、こういうものをもう一度じっくり見なくてはいけないのではないだろうか。教育するとはどういうことなのか、学校教育は何をすべき問題なのかということまで議論をしてもらわないといけないのかなというふうに、私個人です、は思っております。

どこに原因があるのかと言われても、一概には言えないのが現状かなというふうに思っております。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 非常に発言しにくかった質問だと思いますけれども、私も部分的な問題だというふうには思っていないんですね。この間の目まぐるしい教育改革のもとで、非常に教員も疲れまして、子どもたちも非常に疲れているのではないかなというふうに思っています。

それで、お願いしたいことは、やはり教育委員の皆さんたちに根本に据えて置いていただきたいのは、子どもたちの子どもの権利条約ですね。日本だけではなくて国連での、日本も子どもの権利条約を批准したわけでありますので、世界レベルで認められている子どもの権利をやはり日本の子どもたちにも、しっかりと徹底していけるような教育にしていく、そういうことに基づいて議論をしていただくし、また、そういうことを保護者にも教員にも、子どもたち自らもそういう権利を持っているということを知らせていく。親たちにも、子どもにはそういう権利があるんですよということを知らせていく、そういうことに力を注いでいただきたいなというふうに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 子どもが成長する過程の中で、子どもの権利を尊重しなかったら子どもは育っていかない、まさにそのとおりだと思います。

子どもの権利もそうですし、教える大人の権利もそうです。人権というものを尊重しながらトータルに物事を考えていかないと、やはりどこかで偏りが来るのであろうなというふうに思っておりますので、総合的に物を見ながら、学校教育はどうあるべきなのかということを考えてこれからの教育行政を進めてまいりたいなと、そういうことを教育委員さん方とも議論をしてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

残念ながら日本は国連のほうから、長きにわたって日本の子どもの権利が守られていないという勧告を受け続けてきているわけです。やはり子どもの権利条約は非常にいいことが書いてありますし、子どもだけではなくて人権、憲法に基づいてあらゆるものを守っていかねばいけないわけですが、学校教育においては子どもが教育を受ける主体者でありますので、子どもの権利条約が大事にされるべきだというふうに思います。

そういう考えに立っているのであれば、是非子どもたちに対して子どもの権利条約を配布する。このことが、部分的ないろいろなことで教えたり、校長先生やその他の中で伝えていくということも大事ですが、まずは子どもたちにわかりやすい文書で、子どもたちはこういう権利を持っているんだよということを配布していくことが重要ではないかと思っておりますけれども、その点についてお聞きしたいと思っております。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 子どもの権利条約そのものの配布はないと思うんですけれども、いわゆる子どもが守ってもらわなくてはならない、子どもたちが困ったときに何処、何処へ電話をすれば救ってくれますよ、相談に乗ってくれますよというような、いわゆる子ども110番の問題ですとか、そういうカードは毎年いろいろな形に変えながら、子どもたちの手には渡っております。これは人権擁護委員さん方が人権擁護の観点から配られておりますし、それを基にしながら、子どもたちは自分たちの人権や権利をどうしようかということの作文を作ったりなんかもしているということがございますので、その点は大丈夫かなというふうに現在は思っているところです。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 確かにそういうのも目にしたことがあるんですけれども、やはり網羅した形で一回きちっともらう。そして、その他にそうしたものは毎年配布していくという、やはり権利条約としてきちっといただくということが大事ではないかなというふうに思うんですね。困る部分、知らない部分、こちら側で選んで教えるというのではなくて、必要なことはピックアップしたり、こういうところに相談したほうがいいのか、そういうお知らせの仕方もありましようけれども、やはり網羅した形の権利条約をきちっと手にするという、国民が憲法をよく知ると同じぐらいに、子どもにとっては重要なことではないかなというふうに思いますので、その辺は再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 多分配るとなると、例えば1枚のペーパーの形にするというのは、子どもの権利条約の条文からすると、かなり膨大なものになるのではないかなというふうには思っているんです。ですから、最低限必要な、子どもの権利条約の中には、日本の子どもたちには当てはまらないような部分も申し上げるとあるわけですね。ですから、やはり日本の子どもたち、特に教育を受けるという観点からのものであれば、ピックアップすることは可能であろうというふうに思っておりますし、今ちょっと調べさせているんですけれども、社会科の公民の中で法律、あるいは人権学習の中でやはり含めた子どもの権利についての学習もされているものと、今考えておるところなんですけれども、今確認をしております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 日本の子どもたちの現状に合わない部分もおっしゃいましたけれ

ども、やはりこれは国連の権利条約でありまして、世界と幅広く交流していくこれからの子どもたちにとって、直接かかわらなくても、そういう権利も保障されていない子どもたちもいるんだということを知っておくことも必要だと思うんですね。ですので、個々に配布することが非常に困難であれば、せめて学級には固定的に置いておくとかそういう形で、私は是非個々に配布の検討をお願いしたいなというふうに思いますけれども、検討していただきたいなというふうに思います。

時間もないので、2番目の高齢者負担軽減策についてお尋ねしたいというふうに思います。

町長は、超高齢化時代に向けて負担ができる方には負担をしてもらえないんですよ、みたいな国の方針に従っていきますという考えを示されたというふうに思います。

しかしながら、上里町のこの現状を数字で述べていただきましたけれども、介護保険の補足給付は144の方が対象となっております。この所得、預貯金等の部分には障害者年金だとかそういうことも全部含まれていくわけですよ。今までも所得税の負担軽減策として、住民税が非課税世帯に対して行われてきたことであります。今回、この介護保険の補足給付を打ち切るということは、いわゆる施設入所を介護度3以上にしたことと同じぐらいに、施設が足りない、待機者が増える、それをお金のない人、払えない人が入りづらくすることで解消しようとしているように思えてならないんですね。

それと、75歳以上の高齢者の医療費でありますけれども、この間は重度障害者は65歳を超えて障害になった人は補助の対象外となりました。そのときは、後期高齢者の医療費は1割だからと、年金ももらっていますということが理由にされましたけれども、そのもらっている年金はずっとずっと減り続け、2015年4月にもさらにまた給付が削られるわけであります。そもそも消費税は、発足当時から社会保障のためというふうに言われましたけれども、消費税が増税されてから負担増のオンパレードです。

本来介護保険の制度は、福祉制度で実施されてきたときには、所得のない方、住民税非課税世帯は無料で入所ができたわけであります。そういうことを考えると、本当に高齢者の負担は増える一方で、年をとってここまでいじめられるのかという、そういう悲鳴さえ聞こえてきています。

全国的に見ても、この75歳以上の所得の低い人の負担軽減が段階的になくなることで、半分の方々が、負担が増えるということでもありますけれども、先ほどの町長の答弁ですと、上里町においては3分の2以上の方が、負担が増える。いかに上里町の高齢者の方々の所得が少ない、大変な暮らしをしているかという実態がもうここで明らかであります。こういうことでもありますので、10%を見送ったから今後どうするということを言っていますけれども、既に3%増税されて、その分社会保障はよくなるはずではないのでしょうか。こういうことに対して国に対

して、やはり町民の命を守る立場に立ってしっかりと意見を上げていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、町長は、国にお金がないんだから仕方がないという、そういう考えなんですか、再度お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も沓澤議員のおっしゃることはよく理解をしているつもりでございますけれども、国はお金がないからしょうがないというふうには思っておらないわけでございます。しかし、我々としますと、国の法律に基づいて執行しておるわけございまして、ある程度の応分の負担はやむを得ないのではないかなと、そんなふうにも考えておるところでございます。今度の消費税の対策におかれましては、社会保障制度の確立のために10%までに引き上げようというような方針をいただいておったわけでございますけれども、御存じのとおり、景気がそこまで回復していないということで今回見送ったわけでございますけれども、今回の見送ったことにつきましては、私もまさしくそのとおりであるなというふうに思っておるところでございます。

ただ、そういった介護制度の問題だとかそういうことは、町から負担をするわけにはいかない、やはり40代や50代の若い皆さんにそういう負担を押しつけるということは全く難しいのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

町から負担をするということは、一般の皆さんからの税金を負担するということになるわけでございますので、その辺のところはひとつ御理解をいただきたい、そのように思っておるところでございます。

先ほども申し上げたように、県や国にも要望してまいりたいと。そういうことをされると、本当にお年寄りの皆さんも非常に、今、沓澤議員がおっしゃられたような実情もあって大変な思いをしておるわけでございます。特に上里地域におかれましては、県南と比較して所得の低い人たちが非常に多いわけでございますから、そういうことも配慮した中で、国に是非そういうことを要望してまいりたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 私も、町でどうにかできる状態ではないと思っています。いわゆる負担が増えた分を町が肩代わりするなどという財政状況はないわけですね。それは上里町だけではなくて、もう全国の自治体がそういう状況だと思います。であるならば、国の制度だから仕方がないのではなくて、法律が決まればそれで執行していかなければいけないわけなんですけれども、それに対してやはり意見を上げていく、町長も先ほど言っていただきましたけれども、意

見を上げていく、このことがやはり重要なんだろうなというふうに思います。

上里町だけではなくて多くの自治体が意見を上げることによって、またそれが見直される、また見直されていかなければ、もう高齢者は生きていけないという状況に追い込まれると思うんですね。生活ができなければ生活保護を受けざるを得ない、いわゆる払えない人に負担をかけるわけですから、結局そういうところに行かざるを得なくなってしまうわけですね。ですので、その辺は是非国に意見を上げてほしいというふうに思います。

3番目の小型家電のことでありますけれども、1回目が驚くような量が出た、やはり住民も処分に困っていたんだなということを改めて思いますね。2回目は14トンですか、だいぶ減りまして、これが若干減りながら妥当な線なのかなというふうに思います。

だから、あとは一番問題なのは、持ち込み回収の場合、車があつたり運べたりする人はいいんですけども、運べない方、高齢の方だとかお一人暮らしのやはり高齢の方の世帯に対して、どういう手だてができるのかなというのが私は課題ではないかなというふうに思っていますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げたように、上里町で2回収をさせていただきました。大変住民の皆様方から喜ばれておるわけでございます、これからもまだ周知がされていなくて知らなかったという方もおいでのようでございますので、引き続きやらせていただけるように検討してまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

これは、回を重ねるごとにだんだん少なくなっていくのではないかなと、そういうふうにも思っておりますので、次回も計画をさせていただきたい、このように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 引き続きお願いしたいわけなんですけれども、持ち込みしてこれがない高齢者世帯、または障害者世帯等の家庭で抱えている家電について、どのような対策を講じていくお考えなんでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） お年寄りの皆さんが免許証を持っていない、車がない、持って行けない、そういう運べない方は、できれば民生委員さんに相談していただくとか、区長さんに相談していただくとか、今後の対策として町がそういった皆さん方をどういうふうにしたらいいか、

今後の検討課題にさせていただきたい、このように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） よくお一人暮らしの方のところなどで所狭しと、使われていないものがあつたりして、これでは何かあつたときに、そういうものが道を塞いで逃げ遅れたりしては困るなと思う場面に遭遇することが多々あります。是非そういう御家庭でも何とかつてをたどって回収していただけるような対策を講じていただきたいというふうに思います。

不法投棄の件でありますけれども、私も小型家電と余り結びつかないかなとは思つたんですけれども、やはり不法投棄は相変わらずあるようであります。それでも上里町は森林を抱えたりはしていませんので、全国的に見られるような産業廃棄物がどさつと捨てられるような現状はないわけですが、それでも隅つこの目立たないところにテレビが転がっていたりだとかそういうことがあります。これらも、結果的には住民の税金で運搬処理をせざるを得ない、また、そうしなければ、1つごみを放置するとまたそこにごみが集中するという、全国の自治体が抱えている問題でもあると思うんですけれども、やはりそうしたことをなくしていくためには、製造元、いわゆる販売業者ではなくて、作つている製造元ですね、その責任、やはりそこがきちつとされないことには解決しないのではないかなというふうに思つています。

いわゆる容器リサイクル法もそうですけれども、安く住民に売つて、リサイクル・分別収集してお金をかけて一生懸命やるのは自治体、本当は、それはおかしいんですね。排出者がしつかりと回収してリサイクルにのせていく、そのことも念頭に入れて、やはりリサイクルにそぐわない金額がだいぶかかるわけですから、であればリユースにしていくとかそういう工夫が製造元でなされるような制度にしていかなければ改善はできないというふうに思つています。

そうしたことについて、再度、国に向けて議会としても請願を採択し意見書を上げた経緯もありますが、町長としての考えをお聞きしておきたいと思つています。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 不法投棄の問題につきましては、先ほど来お話を申し上げておるよう、小型家電の収集をやるごとに当町の不法投棄につきましては少なくなつてきているらうと、そういうふうに思つておるところでございますけれども、やはりよそから捨てに来たりする、そういう方も中にはあるようでございます。そういうことのないように、今後とも対応をしてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

先ほど私も答弁の中でお話し申し上げましたけれども、小売店から買ったものを小売店が引き取るということはなかなか難しい部分もあります。沓澤議員から販売元、要するにメーカー

さんに引き取ってもらうのが一番いいと、そういう御提言をいただいておりますので、それも検討させていただきまして、県や国に要望をしてみたいと、そんなように思っております。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 先ほどの子どもの権利条約の件の、学校でどんなふうに出ているかというのを調べましたので報告させていただきますと、中学生の公民という教科がございます。この中に世界の子どもの問題という単元がございます、そこで子どもの権利条約そのものについて学習するようになってきております。ですから、中学3年生になると、子どもの権利条約が身につきますけれども、小さい小学校1年生にはどう教えたらいいかという話になるので、この中に生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と、この4つの権利を子どもの権利の大きな柱にしておりますので、そのようなことを授業以外の、いわゆる道徳的な中でも教えることはできますので、そんなことも考えていけたらなというふうに思っています。以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時0分散会